

大崎市景観計画に係る 届出制度の手引き

本市では、多様な景観を守り、育てるとともに、地域の資源として再認識し、相互の調和を図りながら、一層の愛着と親しみ、誇りを育み、美しい「大崎市」を創り上げるため、景観に関する総合的な法律である「景観法」に基づく「大崎市景観計画（以下「景観計画」という。）」及び「大崎市景観条例（以下「景観条例」という。）」を策定・制定しています。

景観計画及び景観条例により、市内で景観に大きな影響を与える一定規模以上の行為を実施する場合には、事前に書類・図面等の提出による「事前協議」及び「届出」が必要となります。

本手引きは、届出制度の各手続きを示したものです。建築などの自由なデザイン活動を規制するものではありません。市民共通の財産である本市の景観の維持・保全・形成に向けて、市民・事業者・行政の責務と協働により、取り組むことを目的としています。

これらの内容を十分ご理解の上、ご協力をお願いします。

○届出の手引きの構成

届出を要する地域.....	2
届出を要する行為・規模.....	3
届出の流れ.....	10
届出などに必要な書類.....	11
届出などの様式集.....	13
景観に配慮する事項の解説.....	35

○届出書の提出先

- ・受付の担当窓口は大崎市役所建設部都市計画課となります。
- ・届出方法は原則電子申請となります。（電子申請へのリンクは市ウェブサイトに掲載しています。）所定の電子申請を行い、届出に必要な図面等はデータを添付するか、郵送等により、担当窓口へ提出してください。なお、電子申請による提出が難しい場合は、書面での提出も受け付けております。
- ・手数料等は無料です。

■お問い合わせ■

大崎市 建設部 都市計画課（東庁舎2階）
大崎市古川七日町1番1号
T E L 0229-23-8069 F A X 0229-22-9454

届出を要する地域

(1) 景観計画区域

大崎市では、市全域を景観計画区域とし、以下の区域に区分し、それぞれ良好な景観の形成に関する方針や良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観形成基準）を定めています。

景観形成重点地区はいずれの区域からも除かれます。

景観計画の区域の区分	
自然景観エリア	● 森林地域、自然公園地域、自然保全地域、緑地環境保全地域、風致地区等を指定
田園景観エリア	● 農用地区域、農業振興地域等を指定
市街地景観エリア	● 主に居住誘導区域や地域生活拠点等を指定

※詳細なエリアの確認は、市ウェブサイトに掲載している区域詳細図を確認するか、都市計画課担当窓口までお問合せ願います。

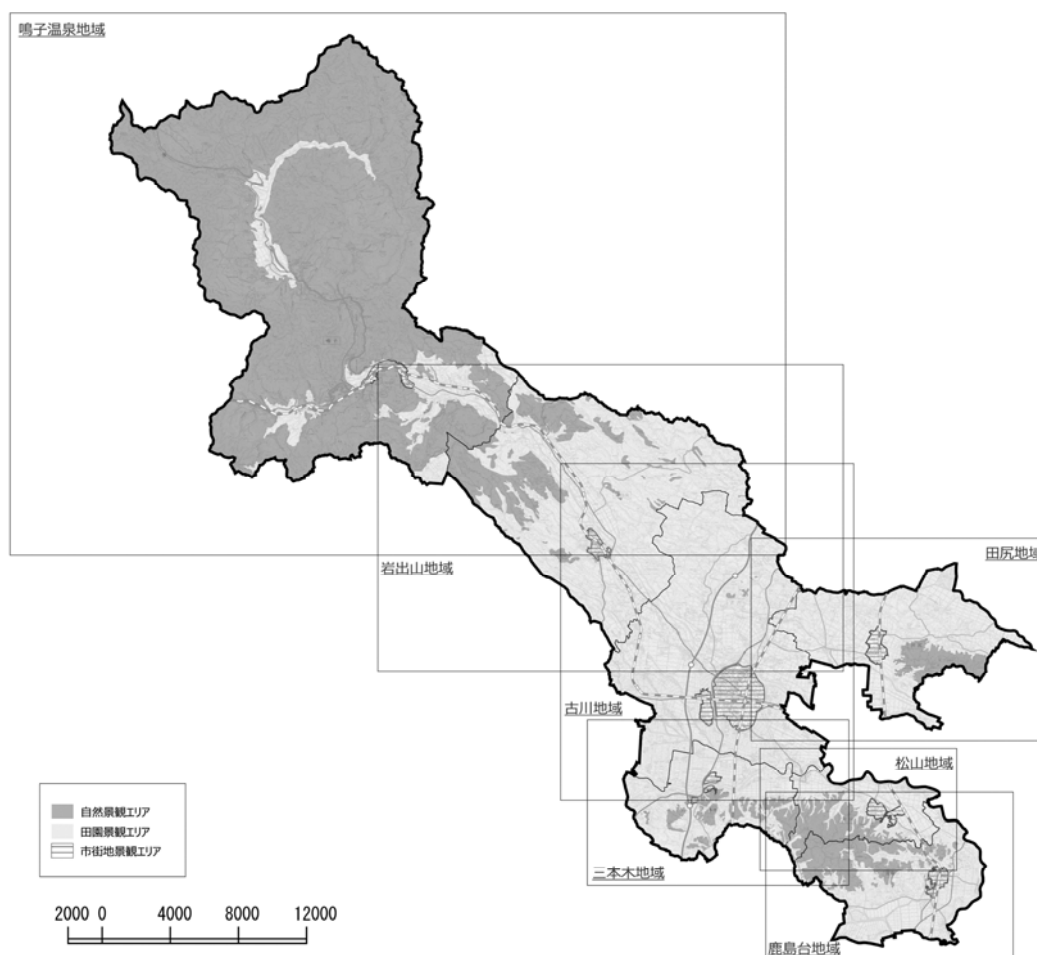


図 景観計画区域の区分

(2) 景観形成重点地区

指定している地区は現在ありません。今後、追加を予定しています。

届出を要する行為・規模

(1) 届出対象行為

届出を要する行為の対象については、下記のとおりです。

行 為		届出対象行為	
建築物※	・新築，増築，改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第16条第1項第1号)	・高さ <u>10m以上</u>のもの ・延床面積が <u>1,000 m²以上</u>のもの ※ただし，以下のものを除く。 ・<u>100 m²</u>以内の増改築 ・増築，改築又は移転で，外観の変更を伴わないもの	
	・新設，増築，改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第16条第1項第2号)	建築確認申請が必要な工作物 ・高さが <u>10m以上</u>のもの ・柱類については <u>20m以上</u>のもの	太陽光発電施設等の用途に供するもの ・パネルを設置する範囲を包絡した面積の合計が <u>1,000 m²以上</u>のもの
開発行為 (法第16条第1項第3号)		風力発電施設等の用途に供するもの ・ブレードを含む高さが <u>10m以上</u>のもの	
開発行為 (法第16条第1項第3号)		・開発事業区域の規模が <u>1,000 m²以上</u> のもの	
物件の堆積 (法第16条第1項第4号) (条例第10条第1項第2号)		次のいずれかに該当するもの ・高さ <u>1.5mを超える</u>もの ・面積 <u>500 m²以上</u>のもの	
土地の形質の変更 (法第16条第1項第4号) (条例第10条第1項第1号)		次のいずれかに該当するもの ・高さ <u>3m以上</u>の法面若しくは擁壁を生じるもの ・面積が <u>3,000 m²以上</u>のもの	

※特定届出対象行為

【備考】

※「開発行為」とは，都市計画法第4条第12項に規定するもの。

※「土地の形質の変更」とは，土石の採取，鉱物の掘採その他土地の形質の変更。

※「物件の堆積」とは，屋外における土石，廃棄物，再生資源その他物件の堆積。

上記に掲げるもののほか，8頁の用語の解説を確認願います。

(2) 届出を要しない行為

景観法に定められた届出を要しない行為は以下のとおりです。

■通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

政令（景観法施行令）第8条（一部抜粋）

☐ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

☐ 仮設の工作物の建設等

☐ 次に掲げる木竹の伐採

- ・ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・ 仮植した木竹の伐採
- ・ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

☐ 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

- ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - 建築物の建築等 ● 木竹の伐採 ● 特定照明
 - 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
- 上記国土交通省令で定める工作物（施行規則第4条）：①道路から容易に望見されることのない物干場その他の工作物 ②消火設備
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
- 上記国土交通省令で定めるもの（施行規則第5条）：高さ1.5m以下

☐ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 建築物の建築等 ● 水面の埋立て又は干拓
- 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
- 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置

■非常災害のため必要な応急措置として行う行為

■その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

政令（景観法施行令）第10条（一部抜粋）

☐ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為

☐ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

大崎市景観条例第12条（一部抜粋）

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。ただし、第17条に規定する景観形成重点地区内で行う行為を除く。

別表第2（第12条関係）

既存建築物等の屋上に設置する避雷針、アンテナ類で、設置部分からの高さが3メートル未満のもの（パラボナアンテナで、直径が1.5メートルを超えるものは除く）

物件の堆積で、堆積の期間が3月を超えて継続しないもの

仮設の建築物又は工作物で設置期間が3月以内のもの新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更

地盤面下又は水面下における行為

法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

通常の管理行為又は軽易な行為で、周囲の景観を損なうおそれのない行為

非常災害のため必要な応急措置として行う行為

☐ 注 届出が必要かどうかなど、詳細に関しては、担当窓口等でご相談ください。

(3) 届出の要否について

1. 建築物の届出の要否

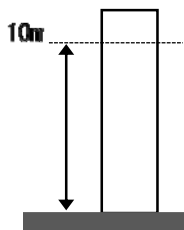
高さ

10m以上のものは届出が必要です。

※増築，改築又は移転で，外観の変更を伴わないものを除く

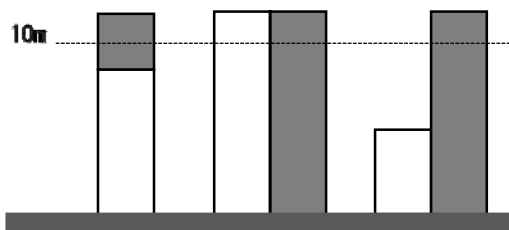
○新築の場合

高さ $\geq 10\text{m}$
→**要届出**

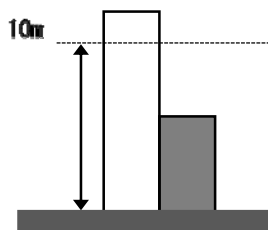


○増築又は改築の場合

増改築部分の高さ $\geq 10\text{m}$
→**要届出**



増改築部分の高さ $< 10\text{m}$
→**届出不要**



■ 増改築部分

延床面積

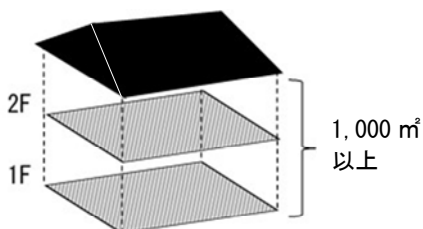
1,000 m²以上のものは届出が必要です。

※増築，改築又は移転で，外観の変更を伴わないものを除く

※同一敷地内に複数の建築物を建築する場合は，各建築物の延床面積で判断します。各々の延床面積が上記要件以上でなければ届出不要です。

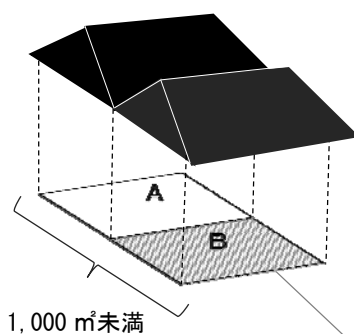
○新築の場合

面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$
→**要届出**

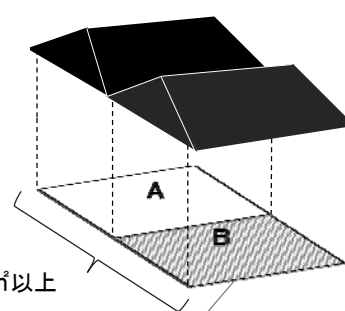


○増築又は改築の場合

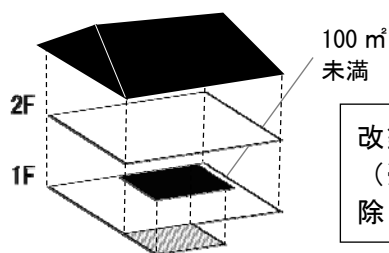
A+Bの延床面積 $< 1,000 \text{ m}^2$
→**届出不要**



A+Bの延床面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$
→**要届出**



増築又は改築箇所



改築又は増築で，面積 $< 100 \text{ m}^2$
(※建築物の高さの増加増築は除く) →**届出不要**

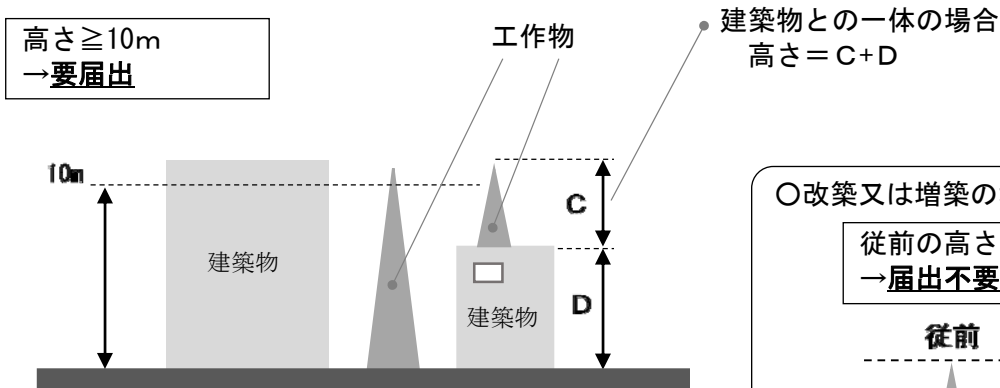
2. 工作物の届出の要否

※工作物の種類を示す①から⑫の番号は用語の定義（8頁）に記載の番号に対応しています。

○建築確認申請が必要な工作物の内、下記に該当する工作物

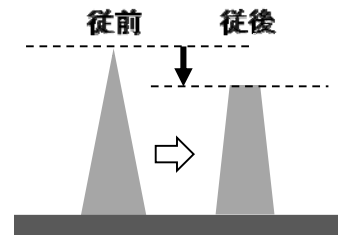
工作物①～⑨

高さが **10m以上** のものは届出が必要です。



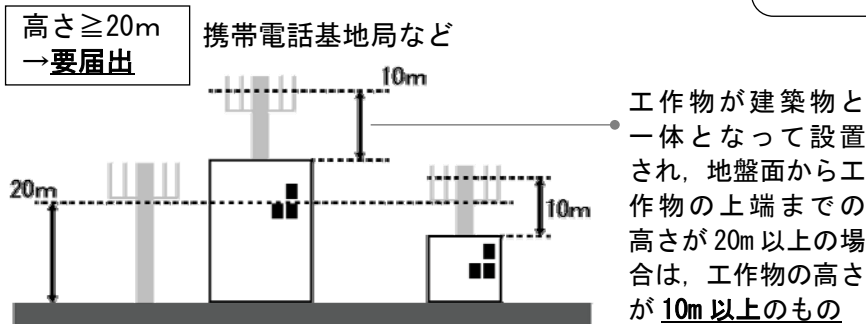
○改築又は増築の場合

従前の高さ $\geq$ 従後の高さ
→ 届出不要



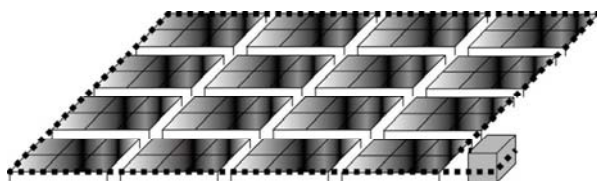
工作物⑩（柱類 ※屋外広告物を除く）

高さが **20m以上** のものは届出が必要です。



工作物⑪（太陽光発電施設等の用途に供するもの）

パネルを設置する範囲を包絡した面積の合計が **1,000㎡以上** のものは届出が必要です。

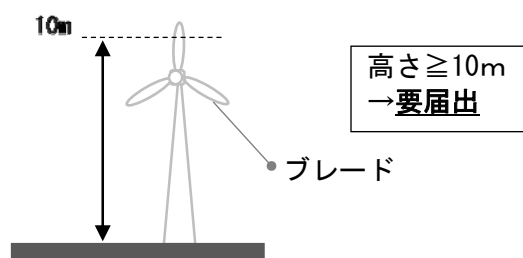


パネルを設置する範囲を
包絡した面積 $\geq 1,000\text{㎡}$
→ 要届出

※包絡した面積とは、太陽光パネル、付属施設（パワーコンディショナー、キュービクル、送電施設等）及びパネル間隔を含めた外郭の水平投影面積とします。

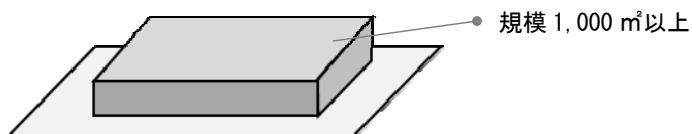
工作物⑫（風力発電施設等の用途に供するもの）

ブレードを含む高さが **10m以上** のものは届出が必要です。



3. 開発行為

開発事業区域の規模が 1,000 m²以上のものは、届出が必要です。

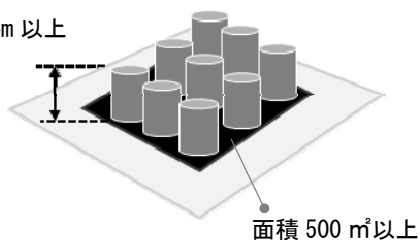


4. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の届出の要否

高さ 1.5mを超えるもの、又は面積 500 m²以上のものは、届出が必要です。

※ただし、堆積の期間が3ヶ月を超えないものは届出不要です。

高さ 1.5m 以上

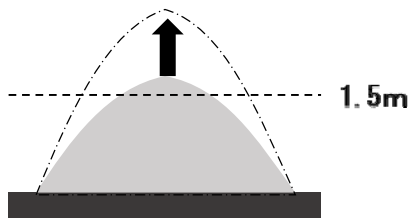


堆積物の高さ > 1.5m
→ **要届出**

堆積物の面積 ≥ 500 m²
→ **要届出**

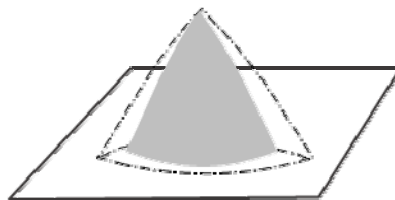
積み増しする場合

積み増し → **要届出**



面積を増加する場合

増加後の面積 ≥ 500 m²
→ **要届出**



※ただし、日常的な管理行為としての積み増しは届出不要です。

5. 土地の形質の変更の届出の要否

面積が 3,000 m²以上のもの、又は規模が高さ 3m以上の法面若しくは擁壁を生じるものは、届出が必要です。

※ただし、農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て又は干拓を除く）は届出不要です。

法面の高さ ≥ 3m
→ **要届出**

法面の高さ 3m以上



面積 3,000 m²以上

面積 ≥ 3,000 m²
→ **要届出**

(4) 用語の解説

① 建築物

建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいい、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの等をいいます。

② 工作物

建築物以外の工作物で、以下に掲げるものをいいます。

大崎市景観条例 別表 1	
①	垣（生垣を除く。）、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの
②	煙突、排気塔その他これらに類するもの
③	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
④	彫像、記念碑その他これらに類するもの
⑤	観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
⑥	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
⑦	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
⑧	汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの
⑨	電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
⑩	柱類
⑪	太陽光発電施設等
⑫	風力発電施設等

③ 開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいいます。

④ 土地の形質の変更

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更をいいます。

⑤ 物件の堆積

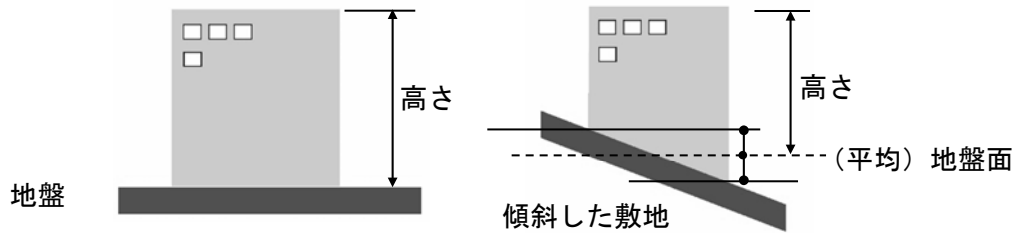
屋外において行う、土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積をいいます。

⑥ 高さ

建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する高さをいい、地盤面（地盤の高低差が3m以内の場合は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面。高低差が3mを超える場合は、その高低差ごとの平均の高さにおける水平面）からの高さをいいます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとします。

※高低差が6m以上あり、高さが複数個所となる場合には、その中で最大の高さを判断要件とします。



⑦ 延床面積

対象規模の判定は棟ごとに算定した数値により行います。建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算定した建築物の各階の床面積の合計とします。

⑧ 見付面積

地盤面より上の部分の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいいます。

⑨ 外観の模様替え

改築又は増築以外の場合で、建築物等の屋根、外壁等の素材を変更することをいいます。

⑩ 色彩の変更

改築又は増築以外の場合で、素材の変更がなく、単に色彩のみを変更することをいいます。

届出の流れ

届出対象行為について、市への届出を義務付けています。届出制度に関する流れは、概ね以下のとおりです。（事前協議及び届出は原則電子申請によるものとします。電子申請による提出が難しい場合は、書面での提出も受け付けております。）

届出の流れ

事前相談（必要に応じて）

○事前に確認する事項

①区域 ②行為の種類・規模 ③景観形成基準 など

届出書類等

・届出の要否、景観計画の内容等について都市計画課へ相談してください。

事前協議（計画変更が可能な段階）

○届出対象行為の計画・設計内容について、景観計画への適合状況などの確認・協議を行います。

・「事前協議書（様式第1号）」（14頁参照）と添付図書（11頁参照）を提出してください。

行為の届出（審議）

（届出対象行為に着手する30日前）

- 景観計画への適合状況などの審査を行います。
- 届出内容が景観計画に適合していないと市が判断した場合、良好な景観形成に資するよう、法に基づいて勧告・変更命令を行うことがあります。
- 行為の届出をしない場合や勧告や命令に従わない場合は、氏名等の公表や景観法に基づく罰則が適用されることがあります。

・「景観計画区域内行為届出書（様式第2号）」（17頁参照）と添付図書（11頁参照）を提出してください。

・景観計画に適合すると認めたときは、適合通知書（様式第4号）により通知します。

変更の届出

○行為の届出の後、計画・設計内容の変更があった場合は、変更の届出を行います。

・「景観計画区域内行為変更届出書（様式第3号）」（20頁参照）と添付図書（変更内容に係る図書のみ、11頁参照）を提出してください。

適合

適合

行為の着手

（行為の届出から30日は着手制限がかかる〔最大90日〕）

○事前協議で景観計画への適合が確認できている場合や、届出内容の景観計画への適合が速やかに確認できる場合は、市が着手制限の期間を短縮することができます。

・届出内容が景観計画に適合している場合、市の判断で行為の着手制限を解除することができ、30日が経過しなくとも工事などの着手が可能になります。

・変更命令が行われた場合は、着手制限の期間が最大90日まで延長されます。

完了届

（行為完了後すみやかに）

○市は、届出内容と相違のない建築物・工作物等であることを確認します。

・「景観計画区域内行為完了（中止）報告書（様式第8号）」（21頁参照）と添付図書（11頁参照）を提出してください。（中止の場合も同様です。）

届出などに必要な書類

市内で、景観に大きな影響を与える一定規模以上の行為（大規模行為）を実施する場合には、事前に書類・図面等の提出による「届出」が必要となります。大規模行為の届出には、次の書類が必要となります。

⇒ **「届出などの様式集」 13 頁 参照**

①必要部数（書面提出の場合）

- ・所定の届出書とともに、下記の書類を**1部**提出してください。

②必要書類

- ・所定の手続きに応じた電子申請を行い、届出に必要な図面等はデータを添付するか、郵送等により提出してください。電子申請による提出が難しい場合は、書面による提出も受け付けております。

【様式第1号】 事前協議書

14 頁

【様式第2号】 景観計画区域内行為届出書

17 頁

【様式第3号】 景観計画区域内行為変更届出書

20 頁

届出に必要な図面等（大崎市景観条例施行規則第6条関係）												
図書の種類 行為の区分	位置図	配置図	平面図	立面図 （4面以上）	着色した完成予想図	植栽計画図	付近現況図	縦横断面図	土地利用計画図	行為後の利用計画図	現況写真	景観形成 チェックリスト
建築物	◎	◎	◎	◎	△	○					◎	◎
工作物	◎	◎	◎	◎	△	○					◎	◎
開発行為	◎		◎				◎	◎	◎		◎	◎
物件の堆積	◎	◎		△							◎	◎
土地の形質の変更	◎		◎				◎	◎		◎	◎	◎

- ※1 「◎」印は、必ず添付を要する図書です。「○」印は、植栽計画がある場合、添付を要する図書、「△」印は、必要により添付を求める図書です。
- ※2 「着色」及び「マンセル値」を、図面に明示してください。
- ※3 印のあるもの及び本表に掲げる以外の図書を求める場合があります。
- ※4 平面図、立面図、断面図等に面積、高さ、長さ等を記入してください。
- ※5 配置図と平面図等、記載内容を兼ねることが出来る場合は、市に確認のうえ、兼用図面とすることが出来ます。
- ※6 図面の縮尺については、次頁に記載の縮尺を基本としますが、提出図面は縮小版での提出も可とします。

【様式第8号】 景観計画区域内行為完了（中止）報告書

21 頁

添付図書（大崎市景観条例施行規則第11条関係）
(1) 完了の状況を示す写真（2面以上、A4用紙に貼付け又は印刷したもの） ※主要な視点場から行為完了後の景観が確認できるもの、提出図面と行為の内容が比較できるもの (2) その他市長が必要と認めたもの

【様式第41号】 景観形成チェックシート

22 頁

※図面に明示すべき事項 大崎市景観条例施行規則 別表(抜粋)

添付図書		
種類	図書に明示する主な事項	備考
位置図	・ 方位, 施工箇所, 道路, 鉄道, 目標となる土地建物 ・ 河川 ・ 用途地域名	・ 縮尺 2,500 分の 1 以上
配置図 (建築物の建築) (工作物の建設)	・ 方位, 敷地境界線 ・ 敷地内の建築物等の位置及び規模 ・ 敷地に接する道路の位置及び幅員 ・ 外構施設の位置, 材料及び面積 ・ 現況写真の撮影場所・方向	・ 縮尺 300 分の 1 以上
配置図 (物件の堆積)	・ 方位, 行為地の境界線 ・ 敷地に接する道路の位置及び幅員 ・ 集積又は貯蔵する位置, 面積及び高さ ・ 遮蔽物の位置, 種類, 構造及び規模	・ 縮尺 300 分の 1 以上
平面図 (建築物の建築) (工作物の建設)	・ 方位, 寸法 ・ 開口部の位置, 各室の用途 ・ 建築設備	・ 縮尺 200 分の 1 以上
平面図 (開発行為等) (土地の形質の変更)	・ 方位, 寸法 ・ 届出に係る建築物又は工作物と既存建築物又は工作物の位置 ・ 建築設備 ・ 外構施設の位置, 材料及び面積 ・ 断面の位置	・ 縮尺 200 分の 1 以上
平面図 (物件の堆積)	・ 寸法 ・ 物件の堆積の位置及び形状	・ 縮尺 200 分の 1 以上
屋根伏図 (建築物の建築) (工作物の建設)	・ 方位, 寸法 ・ 屋根の仕上材及び色彩 ・ 付属施設の位置並びに形状	・ 縮尺 200 分の 1 以上
各面立面図	・ 寸法 ・ 壁面及び屋根の仕上材及び色彩 ・ 開口部, 附属設備, 軒等の位置及び形状 ・ 屋外広告物の表示又は設置の位置及び形状	・ 縮尺 200 分の 1 以上 ・ 4 面以上
着色した完成予想図	・ 届出に係る建築物等及び周辺の景観	・ 事前協議では省略可能
植栽計画図	・ 木竹の位置, 種類, 高さ及び本数	・ 縮尺 300 分の 1 以上
付近現況図	・ 方位, 行為地の境界線 ・ 等高線	・ 縮尺 1,000 分の 1 以上
縦・横断面図	・ 方位 ・ 行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図	・ 縮尺 200 分の 1 以上
土地利用計画図	・ 方位, 行為地の境界線 ・ 宅地造成の場合は区画割 ・ 植栽計画	・ 縮尺 1,000 分の 1 以上
行為後の利用計画図	・ 方位, 行為地の境界線 ・ 植栽計画	・ 縮尺 1,000 分の 1 以上
現況写真	・ 行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真	・ 2 方向以上。撮影方向を配置図又は平面図に示すこと
景観形成チェックリスト	・ 様式第 41 号 (22 頁参照)	

・【様式第 1 号】 事前協議書	14 頁
・【様式第 2 号】 景観計画区域内行為届出書	17 頁
・【様式第 3 号】 景観計画区域内行為変更届出書	20 頁
・【様式第 8 号】 景観計画区域内行為完了（中止）報告書	21 頁
・【様式第 4 1 号】 景観形成チェックシート	22 頁

※必要図書の添付等がない場合は、届出書の受理が出来ませんので、予め不足がないかご確認ください。

※ 1 届出内容に変更が生じる場合、届出が必要かどうかなど、窓口等でご相談ください。

※ 2 変更内容が確認できる図書（変更の前後が比較できるもの）を添付してください。

記入上の注意

1. 「届出内容に係る照会先」の欄には、届出者以外の者（設計者、施工者等）へ照会を希望する場合に記入してください。
解説…「届出者」とは、実際に工事等を行う者（請負業者等）ではなく、いわゆる施主のことをいいます。
2. 「色彩」の欄には、マンセル値を記入してください。
3. 各欄内に記入しきれない項目がある場合には、添付する図面等に記入してください。
4. ※印の欄は、記入しないでください。
5. 様式第 4 1 号 景観形成チェックシートの「具体的な配慮事項・配慮できない理由」は簡潔に記入してください。

事前協議書

年 月 日

大崎市長 様

届出者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者）

電話番号

第9条第1項

大崎市景観条例 第9条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	大崎市		
行 為 の 予 定 期 間	(着手予定) (完了予定) 年 月 日 ～ 年 月 日		
行 為 の 種 類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替） ☐ 色彩の変更	
	☐ 工作物 （建築物を除く。）	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替） ☐ 色彩の変更	
	☐ 開発行為等		
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
	☐ 土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
用 途 地 域	☐ 第一種低層住専 ☐ 第二種低層住専 ☐ 第一種中高層住専 ☐ 第二種中高層住専 ☐ 第一種住居 ☐ 第二種住居 ☐ 準住居 ☐ 田園住居 ☐ 近商 ☐ 商業 ☐ 準工 ☐ 工業 ☐ 工業専用 ☐ 指定なし		
景 観 形 成 基 準 の 区 分 (建築物・工作物)	土地利用	☐ 自然景観 ☐ 田園景観 ☐ 市街地景観	
	景観資源	☐ 水辺景観 ☐ 沿道景観 ☐ 歴史景観 ☐ 文教・公共景観 ☐ にぎわい景観 ☐ 暮らし景観	
景観形成重点地区 (地区内の場合のみ)	地区名称（ ）		
届 出 内 容 に 係 る 照 会 先	住所（所在地） 氏名（名称及び担当者） 電話番号		
景観形成のために 特に配慮した事項			
※受 付			

行為の内容	建築物		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	m
		構造			—
		階数			—
		仕上材料 色 彩	壁面		
			屋根		
		敷地の緑化			
		屋外広告物	有 無 (種類・個数・色彩:)		
	工作物		届出部分	既存部分	合計
		種類			
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		築造面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	m
		構造			—
		仕上材料 色 彩			
		屋外広告物	有 無 (種類・個数・色彩:)		

行為の内容	開発行為等	目的	
		開発区域面積	
		法面・擁壁の高さ・長さ	m m
		法面・擁壁の形状・修景方法	
		擁壁の仕上材料・色彩	
	物件の積堆	目的	
		高さ・面積	m m ²
		修景の方法	
	土地の形質変更	採取物の種類	
		法面・擁壁の高さ・長さ	m m
		修景の方法	

- 注 1 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外へ照会を希望する場合に記入すること。
- 2 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること（例 日本かわら、小口タイル、波型スレート等）。
- 3 色彩については、マンセル表色系による色彩記号で記入すること。
- 4 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入すること。
- 5 ※欄は、記入しないこと。
- 6 この協議書には、行為の種類に応じて別表に定める図書を添付すること。
- 7 行為の変更の届出にあつては、必要な部分を記載し、別表に定める図書のうち必要なものを添付すること。

景 観 計 画 区 域 内 行 為 届 出 書

年 月 日

大崎市長 様

届出者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者）

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	大崎市		
行 為 の 予 定 期 間	（着手予定） （完了予定） 年 月 日 ～ 年 月 日		
行 為 の 種 類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替） ☐ 色彩の変更	
	☐ 工作物 （建築物を除く。）	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（修繕・模様替） ☐ 色彩の変更	
	☐ 開発行為等		
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
	☐ 土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
用 途 地 域	☐ 第一種低層住専 ☐ 第二種低層住専 ☐ 第一種中高層住専 ☐ 第二種中高層住専 ☐ 第一種住居 ☐ 第二種住居 ☐ 準住居 ☐ 田園住居 ☐ 近商 ☐ 商業 ☐ 準工 ☐ 工業 ☐ 工業専用 ☐ 指定なし		
景 観 形 成 基 準 の 区 分 （建築物・工作物）	土地利用	☐ 自然景観 ☐ 田園景観 ☐ 市街地景観	
	景観資源	☐ 水辺景観 ☐ 沿道景観 ☐ 歴史景観 ☐ 文教・公共景観 ☐ にぎわい景観 ☐ 暮らし景観	
景観形成重点地区 （地区内の場合のみ）	地区名称（ ）		
届 出 内 容 に 係 る 照 会 先	住所（所在地） 氏名（名称及び担当者） 電話番号		
景観形成のために 特に配慮した事項			
※受 付			

行為の内容	建築物		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	m
		構造			—
		階数			—
		仕上材料 色	壁面 屋根		
		敷地の緑化			
		屋外広告物	有 （種類・個数・色彩： 無 ）		
	工作物		届出部分	既存部分	合計
		種類			
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		築造面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	m
		構造			—
		仕上材料 色			
		屋外広告物	有 （種類・個数・色彩： 無 ）		

行為の内容	開発行為等	目的	
		開発区域面積	
		法面・擁壁の高さ・長さ	m m
		法面・擁壁の形状・修景方法	
		擁壁の仕上材料・色彩	
	物件の積堆	目的	
		高さ・面積	m m ²
		修景の方法	
	土地の形状変更	採取物の種類	
		法面・擁壁の高さ・長さ	m m
		修景の方法	

- 注 1 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外へ照会を希望する場合に記入すること。
- 2 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること（例 日本かわら、小口タイル、波型スレート等）。
- 3 色彩については、マンセル表色系による色彩記号で記入すること。
- 4 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入すること。
- 5 ※欄は、記入しないこと。
- 6 この届出書には、行為の種類に応じて別表に定める図書を添付すること。

景 観 計 画 区 域 内 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

大崎市長 様

届出者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者）

電話番号

景観法第16条第2項の規定により，次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	大崎市
当初の届出年月日	年 月 日
変更部分に係る 行為の着手予定日	年 月 日
変更部分に係る 行為の完了予定日	年 月 日
変 更 の 内 容	(変更前)
	(変更後)
※受 付	

注 ※欄は，記入しないこと。

景観計画区域内行為完了（中止）報告書

年 月 日

大崎市長 様

報告者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者）

電話番号

大崎市景観条例第15条の規定により、次のとおり報告します。

行 為 の 場 所	大崎市
完 了 （ 中 止 ） 日	年 月 日
法第16条第1項の規定による行為の届出年月日	年 月 日
適 合 通 知 書 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 （ ）
法第16条第2項の規定による行為の変更届出年月日	年 月 日
適 合 通 知 書 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 （ ）
報 告 内 容 に 係 る 先 照 会	住所（所在地） 氏名（名称及び担当者） 電話番号
行 為 を 中 止 し た と き は そ の 理 由	
※受 付	

- 注 1 完了（中止）のうち、不要な事項を二重線で消すこと。
 2 「報告内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等報告者以外へ照会を希望する場合に記入すること。
 3 ※欄は、記入しないこと。
 4 完了の場合は、完成写真を添付すること。

景 観 形 成 チ ェ ッ ク シ ー ト

事 業 名 称		
行 為 地		
行 為 の 概 要		
該当するチェックシート	チェック欄	
	☐ 建築物・工作物に対する景観形成基準	
	A 土地利用に応じた基準	☐ A-1 自然景観
		☐ A-2 田園景観
		☐ A-3 市街地景観
	B 景観資源に応じた基準(上乘せ基準)	☐ B-1 水辺景観
		☐ B-2 沿道景観
		☐ B-3 歴史景観
		☐ B-4 暮らし景観
	☐ C 太陽光発電施設・風力発電施設に係る景観形成基準	
	☐ D 開発行為に対する景観形成基準	
☐ E 屋外における土石, 廃棄物, 再生資源その他の物件の堆積に対する景観形成基準		
☐ F 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他土地の形質の変更に対する景観形成基準		

注 文教・公共景観, にぎわい景観は景観資源に応じた基準は設けない。

建築物・工作物に対する景観形成基準

A 土地利用と対応した基準

A-1 自然景観

項目	配慮項目(景観形成基準)		チェック欄
配置・規模	周辺の景観と調和した配置・規模に努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	太陽光パネル等を設置する場合は、道路等の公共空間から見えないよう、山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように配慮する。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木・緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。敷地内に居久根等の樹木がある場合、これらを活かした配置とする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、建築物の位置や規模に配慮するように努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	連続する街並みを形成するところは、なるべく連続性のあるまとまった街並み景観を形成するよう配置する。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	
形態・意匠	建物に太陽光パネル等を設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さとし、反射が少なく、低明度・低彩度の目立たないものとするよう努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	周辺の景観や地域の特性に調和した、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮蔽するか、建築物本体と調和したデザインとする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	門扉等の外構施設は、周囲の景観と違和感のないものとする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	橋梁、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した形態・意匠とする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	
色彩・素材	壁面及び屋根は、色彩基準に適合させる。ただし、壁面及び屋根の見付面積の1/10未満を構成する部分の色彩、自然素材や伝統的な素材・技法及びそれらに類するものを除く。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図られたものとする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

項目	配慮項目(景観形成基準)		チェック欄
敷地の緑化	良好な沿道環境維持のため、生け垣又は塀やフェンスの前面への植栽は、きれいに整えるように努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	自然環境・田園景観・水辺を保全し借景として取り入れる。居久根などの管理に努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化に努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保全し又は移植によって植栽を行う。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	駐車場や自転車置場、ごみ置場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして周辺の景観と調和させるよう努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	
その他	閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しない。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	自動販売機等は、建築物との一体化などにより、単体として周囲から突出しないよう工夫する。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

A-2 田園景観

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄
配置・規模	周辺の景観と調和した配置・規模に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木・緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。敷地内に居久根等の樹木がある場合、これらを活かした配置とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	連続する街並みを形成するところは、なるべく連続性のあるまとまった街並み景観を形成するよう配置する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)
形態・意匠	周辺の景観や地域の特性に調和した、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮蔽するか、建築物本体と調和したデザインとする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	門扉等の外構施設は、周囲の景観と違和感のないものとする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	屋根の勾配、軒の高さや外壁などは、歴史的建築物や伝統的家屋などの形態・意匠をデザインモチーフとする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	地域固有の歴史的建造物や伝統的家屋などが見られる地区周辺では、その風情を損なわないよう、囲障には生け垣や竹垣、板塀や土塀など自然素材を用いる。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	橋梁、擁壁等の構造物は周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した形態・意匠とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)
色彩・素材	壁面及び屋根は、色彩基準に適合させる。ただし、壁面及び屋根の見付面積の1/10未満を構成する部分の色彩、自然素材や伝統的な素材・技法及びそれらに類するものを除く。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図られたものとする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	集落地等においては、伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし、原色や高彩度を避け、無彩色若しくは低彩度の色を用いて集落全体としての統一感を維持する。また、しっくいや板張りの壁面など、自然素材のもつ風合いが感じられる材料を積極的に用いる。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)

項目	配慮項目(景観形成基準)		チェック欄
敷地の緑化	良好な沿道環境維持のため、生け垣又は塀やフェンスの前面への植栽は、きれいに整えるように努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	自然環境・田園景観・水辺を保全し借景として取り入れる。居久根などの管理に努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化に努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保全し又は移植によって植栽を行う。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	駐車場や自転車置場、ごみ置場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして周辺の景観や街並みと調和させるよう努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	
その他	閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しない。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	工事現場の仮囲い等、一時的に設置させるものであっても、周囲からの見え方に配慮した修景を行う。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	自動販売機等は、建築物との一体化などにより、単体として周囲から突出しないよう工夫する。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

A－3 市街地景観

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄
配置・規模	周辺の景観と調和した配置・規模に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	連続する街並み等の外壁線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退させ、ゆとりのある空間を確保する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)
形態・意匠	周辺の景観や地域の特性に調和した、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮蔽するか、建築物本体と調和したデザインとする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	門扉等の外構施設は、周囲の景観と違和感のないものとする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	屋根の勾配、軒の高さや外壁などは、歴史的建築物や伝統的家屋などの形態・意匠をデザインモチーフとする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	地域固有の歴史的建造物や伝統的家屋などが見られる地区周辺では、その風情を損なわないよう、囲障には生け垣や竹垣、板塀や土塀など自然素材を用いる。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	商店街などの通りに面している場合は、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出するよう工夫する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	行為地が商業地にある場合は、低層部はにぎわいの創造に配慮した用途とし、まちの魅力の創造に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	中高層の建物において、長大な壁面が生じる場合は、壁面に凹凸をつけるなど、圧迫感の軽減かつ単調な印象とならないものとする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	橋梁、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した意匠とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄
色彩・ 素材	壁面及び屋根は、色彩基準に適合させる。ただし、壁面及び屋根の見付面積の1/5未満を構成する部分の色彩、自然素材や伝統的な素材・技法及びそれらに類するものを除く。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図られたものとする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)
敷地の 緑化	敷地の接道部では、沿道の街並みやみどりの連続性の確保、圧迫感の軽減、歩行空間の魅力向上に配慮して、塀、さく、生け垣及び植栽などを工夫する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	自然環境・田園景観・水辺を保全し借景として取り入れる。居久根などの管理に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	道路等の公共空間に面する前面敷地については、建築物等が周囲に与える圧迫感を和らげ、歩行者や空間に潤いをもたらすよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保全し又は移植によって植栽を行う。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	行為地が工業地の場合は、見せるみどりの修景や隠すみどりの修景を積極的に取り入れ、敷地内緑化で沿道の緑化を補完する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	駐車場や自転車置場、ごみ置場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして周辺の街並みと調和させるよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)
その他	工事現場の仮囲い等、一時的に設置させるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	自動販売機等は、建築物との一体化などにより、単体として周囲から突出しないよう工夫する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)

B 景観資源に応じた基準（上乘せ基準）

B－1 水辺景観

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
配置・規模	自然地形、施設等と一体となった親水性に配慮した形態・意匠・色彩・配置とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	建物等は、河川の眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)
敷地の緑化	生け垣の設置や既存樹木等の管理に努め、水辺景観との連続性に配慮する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)

B－2 沿道景観

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
配置・規模	建物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)

B－3 歴史景観

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄
配置・規模	歴史的建造物と調和した高さとするよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)
色彩・素材	歴史的建造物が多い地域では、外観をできる限り、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠・色彩とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)
敷地の緑化	敷地の緑化とともに、周辺の生け垣や板塀などとの連続性を確保するなど、周辺の歴史・文化景観との調和に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)

B－4 暮らし景観

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄
形態・意匠	周辺の景観や地域の特性に調和した、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)

C 太陽光発電施設・風力発電施設に係る景観形成基準

項目	配慮項目(景観形成基準)	チェック欄
配置・規模	太陽光パネル等を設置する場合は、道路等の公共空間から見えないよう、山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように配慮する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	本市の文化財等の景観に影響を与える位置は避ける。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木・緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。敷地内に居久根等の樹木がある場合、これらを活かした配置とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)
形態・意匠	建物に太陽光パネル等を設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さとし、反射が少なく、低明度・低彩度の目立たないものとするよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	風力発電施設を設置する場合は、支柱、ブレード、付帯設備等は周辺環境と調和する色彩とすること。また、複数設置する場合は、同色で統一する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)
色彩・素材	工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)
敷地の緑化	既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保全し又は移植によって植栽を行う。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)
遮蔽	行為地の周辺への樹木の植栽、塀や囲い等によって、周囲の道路や歩行者等からの遮蔽措置を講ずるよう努める。塀や囲い等を設ける場合は、その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の景観と調和させる。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)

D 開発行為に対する景観形成基準

項目	配慮項目(景観形成基準)		チェック欄
土地の 形状	地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	市街地から眺望できる丘陵や樹林地では、地形の改変が市街地から目立たないよう計画する。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	
土地の 緑化	樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できるだけ保存し又は移植によって修景に活かすよう努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	
法面の 外観	周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	
その他	行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(具体的な配慮事項・配慮できない理由)	※(指導事項)	

E 屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積に対する景観形成基準

項目	配慮項目（景観形成基準）		チェック欄
貯蔵又は集積の方法	長期にわたる堆積は極力避けるものとする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	堆積する場合は，道路等公共施設から見えにくい配置に配慮するとともに，周辺景観と調和した適切な修景に努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（具体的な配慮事項・配慮できない理由）	※（指導事項）	
遮蔽	行為地の周辺への樹木の植栽，塀や囲い等によって，周囲の道路等からの遮蔽措置を講ずるよう努める。塀や囲い等を設ける場合は，その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに，周辺の景観と調和させる。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	遮蔽に伴う植栽にあたっては，自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（具体的な配慮事項・配慮できない理由）	※（指導事項）	

F 土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他土地の形質の変更に対する景観形成基準

項目	配慮項目（景観形成基準）		チェック欄
遮蔽	行為地の周囲への樹木の植栽等によって，周囲の道路からの遮蔽措置を講ずるよう努める。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（具体的な配慮事項・配慮できない理由）	※（指導事項）	
跡地の形状	長大な法面又は擁壁を生じさせないように配慮する。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	法面は，できる限り緩やかな勾配とし，ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（具体的な配慮事項・配慮できない理由）	※（指導事項）	
跡地の緑化	周辺の自然植栽との調和に配慮した法面の緑化を行う。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	行為地内の木竹は，保全するとともに，敷地の周囲は樹木等により，緑化する。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	緑化にあたっては，自然植生を考慮するとともに，周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう，掘採又は採取の位置及び方法を工夫する。特に，市街地から眺望できる丘陵や樹林地では，地形の改変が市街地から目立たないように計画する。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	行為地内に優れた景観を形成している樹林，河川等がある場合は，それらを保全し，修景に積極的に活用する。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（具体的な配慮事項・配慮できない理由）	※（指導事項）	

景観に配慮する事項の解説

(1) 景観形成基準

①-1 建築物・工作物の景観形成基準

基準	景観形成基準	自然	田園	市街地	解説頁
配置・規模	○周辺の景観と調和した配置・規模に努める。	●	●	●	39
	○太陽光パネル等を設置する場合は、道路等の公共空間から見えないよう、山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように配慮する。	●			39
	○従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木・緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。敷地内に居久根等の樹木がある場合、これらを活かした配置とする。	●	●		39
	○山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、建築物の位置や規模に配慮するように努める。	●			40
	○連続する街並みを形成するところは、なるべく連続性のあるまとまった街並み景観を形成するよう配置する。	●	●		40
	○連続する街並み等の外壁線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退させ、ゆとりのある空間を確保する。			●	40
形態・意匠	○建物に太陽光パネル等を設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さとし、反射が少なく、低明度・低彩度の目立たないものとするよう努める。	●			41
	○周辺の景観や地域の特性に調和した、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。	●	●	●	41
	○設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮蔽するか、建築物本体と調和したデザインとする。	●	●	●	41
	○門塀等の外構施設は、周囲の景観と違和感のないものとする。	●	●	●	42
	○屋根の勾配、軒の高さや外壁などは、歴史的建築物や伝統的な家屋などの形態・意匠をデザインモチーフとする。		●	●	42
	○地域固有の歴史的建造物や伝統的な家屋などが見られる地区周辺では、その風情を損なわないよう、囲障には生け垣や竹垣、板塀や土塀など自然素材を用いる。		●	●	42
	○商店街などの通りに面している場合は、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。			●	43
	○外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出するよう工夫する。			●	43
	○行為地が商業地にある場合は、低層部はにぎわいの創造に配慮した用途とし、まちの魅力の創造に努める。			●	43
	○中高層の建物において、長大な壁面が生じる場合は、壁面に凹凸をつけるなど、圧迫感の軽減かつ単調な印象とならないものとする。			●	44
色彩・素材	○橋梁、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した形態・意匠とする。	●	●	●	44
	○壁面及び屋根は、色彩基準に適合させる。ただし、壁面及び屋根の見付面積の1/10未満（もしくは1/5未満）を構成する部分の色彩、自然素材や伝統的な素材・技法及びそれらに類するものを除く。	●	●	●	45
	○建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図られたものとする。	●	●	●	46

	○集落地等においては、伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし、原色や高彩度を避け、無彩色若しくは低彩度の色を用いて集落全体としての統一感を維持する。また、しゅくいや板張りの壁面など、自然素材のもつ風合いが感じられる材料を積極的に用いる。		●		46
	○工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。	●	●	●	46
敷地の緑化	○良好な沿道環境維持のため、生け垣又は塀やフェンスの前面への植栽は、きれいに整えるように努める。	●	●		47
	○敷地の接道部では、沿道の街並みやみどりの連続性の確保、圧迫感の軽減、歩行空間の魅力向上に配慮して、塀、さく、生け垣及び植栽などを工夫する。			●	47
	○自然環境・田園景観・水辺を保全し借景として取り入れる。居久根などの管理に努める。	●	●	●	47
	○道路等の公共空間に面する前面敷地については、建築物等が周囲に与える圧迫感を和らげ、歩行者や空間に潤いをもたらすよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。			●	48
	○既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化に努める。	●	●	●	48
	○樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保全し又は移植によって植栽を行う。	●	●	●	48
	○行為地が工業地の場合は、見せるみどりの修景や隠すみどりの修景を積極的に取り入れ、敷地内緑化で沿道の緑化を補完する。			●	48
	○駐車場や自転車置場、ごみ置場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして周辺の景観と調和させるよう努める。	●	●	●	49
その他	○閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しない。	●	●		49
	○工事現場の仮囲い等、一時的に設置させるものであっても、周囲からの見え方に配慮した修景を行う。		●	●	49
	○自動販売機等は、建築物との一体化などにより、単体として周囲から突出しないよう工夫する。	●	●	●	50

①-2 建築物・工作物の景観形成基準

景観類型	基準	景観形成基準	掲載頁
水辺景観	配置・規模	○自然地形、施設等と一体となった親水性に配慮した形態・意匠・色彩・配置とする。	50
		○建物等は、河川の眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。	50
	敷地の緑化	○生け垣の設置や既存樹木等の管理に努め、水辺景観との連続性に配慮する。	50
沿道景観	配置・規模	○建物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。	51
歴史景観	配置・規模	○歴史的建造物と調和した高さとするよう努める。 ○歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。	51
	色彩・素材	○歴史的建造物が多い地域では、外観をできる限り、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠・色彩とする。	51
	敷地の緑化	○敷地の緑化とともに、周辺の生け垣や板塀などとの連続性を確保するなど、周辺の歴史・文化景観との調和に努める。	52
暮らし景観	形態・意匠	○周辺の景観や地域の特性に調和した、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。	52

② 太陽光・風力発電にかかる景観形成基準

基準	景観形成基準	掲載頁
配置・規模	○太陽光パネル等を設置する場合は、道路等の公共空間から見えないよう、山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように配慮する。	53
	○本市の文化財等の景観に影響を与える位置は避ける。	53
	○従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木・緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。敷地内に居久根等の樹木がある場合、これらを活かした配置とする。	53
形態・意匠	○建物に太陽光パネル等を設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さとし、反射が少なく、低明度・低彩度の目立たないものとするよう努める。	53
	○風力発電施設を設置する場合は、支柱、ブレード、付帯設備等は周辺環境と調和する色彩とすること。また、複数設置する場合は、同色で統一する。	54
色彩・素材	○工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。	54
敷地の緑化	○既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。	54
	○樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保全し又は移植によって植栽を行う。	54
遮蔽	○行為地の周辺への樹木の植栽、塀や囲い等によって、周囲の道路や歩行者等からの遮蔽措置を講ずるよう努める。塀や囲い等を設ける場合は、その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の景観と調和させる。	54

③ 開発行為に対する景観形成基準

基準	景観形成基準	掲載頁
土地の形状	○地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。	55
	○市街地から眺望できる丘陵や樹林地では、地形の改変が市街地から目立たないよう計画する。	55
土地の緑化	○樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できるだけ保存し又は移植によって修景に活かすよう努める。	55
法面の外見	○周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。	56
その他	○行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。	56

④ 物件の堆積に対する景観形成基準

基準	詳細	掲載頁
貯蔵又は集積の方法	○長期にわたる堆積は極力避けるものとする。	57
	○堆積する場合は、道路等公共施設から見えにくい配置に配慮するとともに、周辺景観と調和した適切な修景に努める。	57
遮蔽	○行為地の周辺への樹木の植栽、塀や囲い等によって、周囲の道路等からの遮蔽措置を講ずるよう努める。塀や囲い等を設ける場合は、その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の景観と調和させる。	57
	○遮蔽に伴う植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。	57

⑤ 土地の形質の変更に対する景観形成基準

基準	詳 細	掲載頁
遮蔽	○行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路からの遮蔽措置を講ずるよう努める。	58
跡地の形状	○長大な法面又は擁壁を生じさせないよう配慮する。	58
	○法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。	58
跡地の緑化	○周辺の自然植栽との調和に配慮した法面の緑化を行う。	58
	○行為地内の木竹は、保全するとともに、敷地の周囲は樹木等により、緑化する。	59
	○行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。	59
	○緑化にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。	59
	○主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫する。特に、市街地から眺望できる丘陵や樹林地では、地形の改変が市街地から目立たないよう計画する。	60
	○行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合は、それらを保全し、修景に積極的に活用する。	60

(2) 建築物・工作物に関する景観形成基準の解説

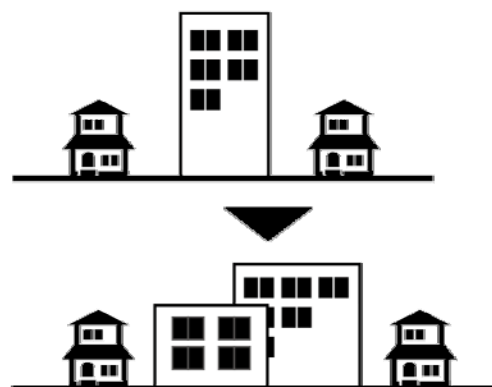
A. 配置・規模

<基準>

○ 周辺の景観と調和した配置・規模に努める。

○ 建築物は、周辺の街並みより、大きく異なった配置や規模にならないよう努めてください。

- ・大規模建築物等は、周辺の既存の街並みや自然景観の中では際立って大きく目立つ可能性があります。既存の街並みの持つ規模への分節化や緑の中への分等化を図り、周辺の樹林地や住宅地から、突出しない高さにしましょう。
- ・住宅や商業、工業などが混在する場所では、周囲の建築物等と著しく異ならない形態や意匠、色彩とし、周辺の街並みとの調和に配慮してください。



建物を分節化し高さを抑える

<基準>

○ 太陽光パネル等を設置する場合は、道路等の公共空間から見えないう、山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように配慮する。

○ 太陽光パネルは公共空間から望見しにくい意匠（厚みを抑えたもの、屋根と一体なもの）となるよう努めてください。

- ・太陽光発電設備等を屋根材又は外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和に配慮してください。
- ・太陽光パネルの色彩は、黒又は濃紺系もしくは低明度・低彩度の目立たない色彩とするとともに、周辺から視認可能な場合は周囲の景観と調和した色彩（建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩）としてください。
- ・太陽光パネルは、低反射で文字や絵・図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用してください。



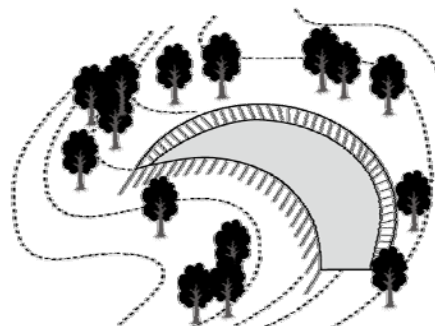
屋根と一体性を持たせたパネルを使用する

<基準>

○ 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木・緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。敷地内に居久根等の樹木がある場合、これらを活かした配置とする。

○ 地形の改変は最小限に抑えるよう努めてください。

- ・自然の地形は、その地域の風土・気候と結びつき、その土地の植生や人々の生活の基盤となってきました。そうした地形の改変は、地域景観に大きな影響を与えます。そのため、地形の改変を最小限にとどめるとともに既存の樹木、緑地などの保全に努めてください。



大規模な地形の改変は行わない

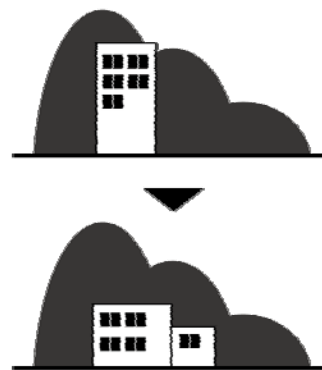
＜基 準＞

○ 山稜の近傍にあっては、稜線※¹を乱さないよう、建築物の位置や規模に配慮するように努める。

○ 建築物の規模は山並みの稜線を切らない規模となるよう努めてください。

- ・美しい山並みは、本市の自然景観のシンボルとなっています。そのため、これらの眺望を阻害する行為は控えるよう努めてください。
- ・山並みの稜線を切ったり、広がりのある景観を阻害するような大規模な行為を避けてください。

※1 山の峰から峰へ続く線。山の尾根を言う。



稜線を遮らない

＜基 準＞

○ 連続する街並みを形成するところは、なるべく連続性のあるまとまった街並み景観を形成するように配置する。

○ 行為地が歴史的な街並みに近接する場合は壁面や軒高等を合わせてください。

- ・集落や温泉郷では、建物と生垣、農地、屋敷林などが一体となった昔ながらの敷地利用を基本とし、それらが連続して美しい景観が醸成されています。
- ・行為地が連続した街並みに近接する場合は、壁面線や軒高等共通の規則性を見だし、それらを尊重した配置や形態・色彩とするよう工夫しましょう。



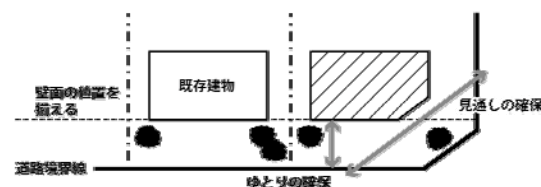
連続した街並みを保全する

＜基 準＞

○ 連続する街並み等の外壁線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退させ、ゆとりのある空間を確保する。

○ 道路に面してオープンスペースを設けるとともに、周囲との連続性に配慮してください。

- ・道路に面して、空地や広場、歩行者空間などを設け、ゆとりある街並みを形成してください。
- ・垣やさく、塀などの高さを低く抑え、道路などの公共空間から敷地内のみどりが眺められるよう、開放的な空間としてください。
- ・交差点に面する角地は、入隅をとるなど、見通しの確保をしてください。



ゆとりある空間を確保する

B 形態・意匠

<基準>

○ 建物に太陽光パネル等を設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さとし、反射が少なく、低明度・低彩度の目立たないものとするよう努める。

○ 太陽光パネルの色彩は落ち着いたものとなるよう努めてください。

- ・太陽光発電設備等のパネルは、黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとしてください。
- ・太陽光発電設備を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光パネルおよび周辺景観と調和した色彩としてください。
- ・太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩としてください。

<基準>

○ 周辺の景観や地域の特性に調和した、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。

○ 建築物は周辺の建物より、大きく異なった規模や、色彩にならないよう配慮してください。

- ・良好な景観は、秩序ある形態や色彩によってつくられています。建築物の建設などの届出対象行為を行うに当たって、景観を含めた周辺環境の中での秩序を乱さず、周辺と馴染む配置や意匠としてください。
- ・住宅地や商業地、工業地をはじめ、住宅や商業、工業などが混在する場所では、周囲の建築物等と著しく異なる形態や意匠、色彩とし、周辺の街並みとの調和に配慮してください。



<基準>

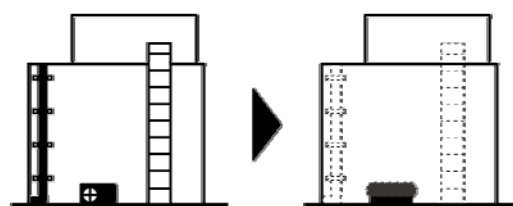
○ 設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮蔽するか、建築物本体と調和したデザインとする。

○ 屋外設備の色彩は、建築物と一体的なものになるよう努めてください。

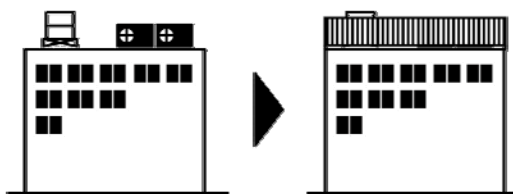
- ・建築物本体建設後の後付となるこれらの設備は、建築物本体及び周辺景観と調和が取れていないことが多く、景観を乱したり建築物を汚らしくみせてしまいがちです。このため建築物と一体となり、周辺景観と馴染むような色彩とすることが重要となります。

○ 設備機器は公共の場から見えないように遮蔽等の処置を行ってください。

- ・屋外機器の建築設備のデザインに配慮が乏しい建物は、全体の印象を損ねるだけでなく、見る人に乱雑なイメージを与え、まちのスカイラインを見苦しいものとしめます。設計時にあらかじめ屋外機器等を考慮した意匠とすることですっきりした景観をつくることができます。



屋外設備は建築物と一体的にする



遮蔽によりスカイラインを損なわないようにする

＜基 準＞

○ 門塀等の外構施設は、周囲の景観と違和感のないものとする。

○ 隣接する敷地や道路との境界部分に垣、さく等の囲いを設ける場合は、圧迫感のないフェンスや生垣とするなど、周囲からの見え方に配慮してください。

- ・垣、さくを設ける場合は、生垣やスリットを入れたフェンスとするなど、周囲からの見え方を工夫してください。



＜基 準＞

○ 屋根の勾配、軒の高さや外壁などは、歴史的建築物や伝統的家屋などの形態・意匠をデザインモチーフとする。

○ 全体的にまとまりのある形態とする。

- ・建築物の形態は、周辺の建物と調和させるなど、全体的にまとまりのあるものとしてください。
- ・特に周辺に勾配屋根をもつ建築物が多い地区では、勾配屋根を設けるなどの工夫をしましょう。

○ 樹林地では、樹木よりも規模が大きい建築物を建設しないようにしてください。

- ・周囲の自然景観（森林、緑地、河川など）や田園景観（農地、公園、屋敷林など）を阻害しないよう、周囲にあわせた形態や意匠、色彩としてください。

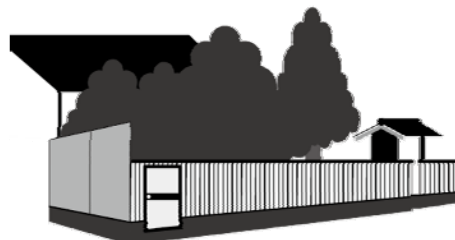


＜基 準＞

○ 歴史的建造物や伝統的家屋などの周辺では、その風情を損なわないよう、囲障には生け垣や竹垣、板塀や土塀など自然素材を用いる。

○ 歴史的建造物等の外構との連続性に配慮してください。

- ・外構も一体感ができると、街並みが美しく見えます。ブロック塀や原色のネットフェンス等は避け、歴史的な街並みと調和するような化粧ブロック、茶色やベージュ色（暖色系の低彩度の色）の竹垣、板塀や土塀など自然素材を用いるなど工夫をしてください。

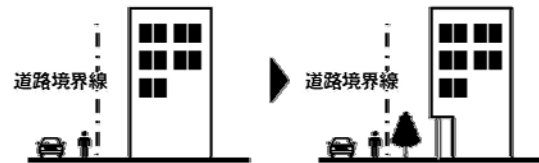


< 基 準 >

○ 商店街などの通りに面している場合は、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。

○ 建築物は緑化等によって、歩行者にとって魅力的な空間となるよう努めてください。

- ・道路等の隣接する公共空間との一体的な整備に配慮し、魅力的で開放的なスペースとしてください。また、大規模建築物等の壁面の圧迫感を和らげるために、緑の自然な表情を活用して敷地等の境界部の積極的な植栽に努めてください。



オープンスペースや自然を充実させる

< 基 準 >

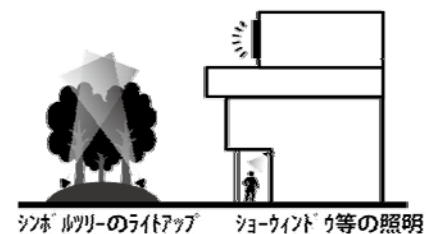
○ 外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出するよう工夫する。

○ 中心市街地では、周辺環境への光害に配慮した上で、植栽やストリートファニチュアのライトアップなどで夜間のランドマークをつくるよう工夫してください。

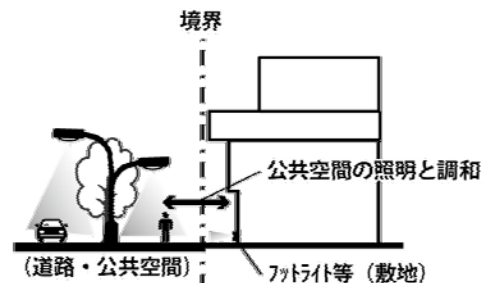
- ・サーチライトや点滅光源などによる周辺への影響を与えないよう配慮した上で、また樹木やストリートファニチュア等を設置した際には、ライトアップを行い、夜間のランドマークを創出するなど、にぎわいのある夜間空間の演出をしてください。

○ 市街地縁辺部、敷地内空間では、落ち着いた雰囲気を損ねないよう控えめな照明とし、足下灯やダウンライトなどにより暗がりや物陰などが生じないように工夫する。

- ・夜間の安全性を高めるため、暗がり、物陰などが生じないように、足下灯（フットライト）やダウンライトなど適切な照明を施すよう工夫をしてください。
- ・周辺市街地と接する場所では、隣接地への光害を与えないように、落ち着いた雰囲気となる控えめな照明として、周辺の景観と調和するよう配慮してください。



ライトアップの工夫



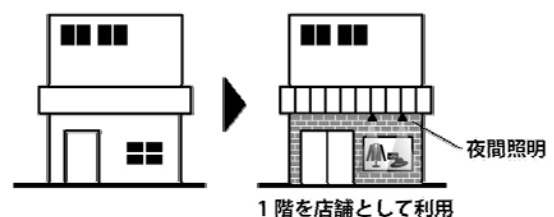
落ち着いた雰囲気の照明

< 基 準 >

○ 行為地が商業地にある場合は、低層部はにぎわいの創造に配慮した用途とし、まちの魅力の創造に努める。

○ 低層部分ではにぎわいや開放感を演出するよう努める。

- ・商業地などににぎわいのある建築物の低層部分は、ショーウィンドウ、歩行者空間と一体となった植栽、夜間の照明による演出を行うなどの演出に努めてください。
- ・隣接する建築物と低層部の軒高をあわせるなど、街並みの連続性の確保に努めてください。



低層部の演出

＜基 準＞

○ 中高層の建物において、長大な壁面が生じる場合は、壁面に凹凸をつけるなど、圧迫感の軽減かつ単調な印象とならないものとする。

○ 圧迫感を与えないよう、開口部等の工夫や色彩や意匠の変化を行うよう努める。

- ・表通りに面する壁面が長大すぎる場合は、単一的な壁面にならないよう、色彩を変化させたり、壁面形状に凹凸をつけたりするなどの工夫をしてください。
- ・建築物等の中高層部分は、落ち着いたデザインとしてください。
- ・道路に面する擁壁や塀などが長大すぎる場合は、単一的なものとならないよう、飾りや模様を施すなどの工夫をしてください。



単調にならないよう工夫

＜基 準＞

○ 橋梁、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した形態・意匠とする。

○ ランドマークとなる橋梁、長大な法面及び擁壁は、市街地からの眺望を阻害してしまわないよう、行為を行う位置や作り方に配慮してください。

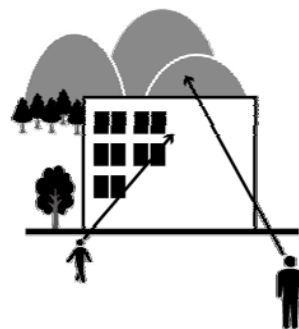
- ・橋梁自体が地域の景観資源となっている場合、又は景観資源となる場合は、橋梁の存在を活かすデザインや色彩を検討してください。
- ・長大な法面や擁壁は、単調な景観を生み出すとともに圧迫感を与えます。現況の地形を生かし、できるだけ長大とならないようにするとともに、造成計画や緑化によって圧迫感を軽減することが必要です。切土や盛土による地形の変化を少なくするとともに、眺望景観を損なわないよう行為地の法面の作り方を工夫してください。

○ 遠景・近景等の異なる距離と方向から眺望の検討を行い、眺望を阻害しない。配置・規模・意匠となるよう努めてください。

- ・景観は一箇所から見えるものだけではないため、遠景・近景等の異なる距離と方向からの検討を行うことで、周囲との調和を図る必要があります。特定の距離と方向からの眺望が阻害される場合には、植樹による遮蔽や高さ、色彩の工夫をしましょう。



遠景と近景の眺望に配慮する



遠景と近景の眺望に配慮する

C 色彩・素材

<基準>

- 壁面及び屋根は、色彩基準に適合させる。ただし、壁面及び屋根の見付面積の 1/10 未満（もしくは 1/5 未満）を構成する部分の色彩、自然素材や伝統的な素材・技法及びそれらに類するものを除く。

○ 色彩の配慮事項

- ・壁面や屋根の色彩は、大崎市景観計画に定められた色彩基準（マンセル値）を用いてください。ただし、自然素材等（木材や土、石材、漆喰など従来から建材として幅広く利用されている材料）については適用しません。

【壁面の色彩基準】

色 相	自然景観		田園景観		市街地景観	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
赤 (R), 黄赤 (YR)	2 以上 9 以下	4 以下	2 以上 9 以下	6 以下	-	6 以下
黄 (Y)	2 以上 9 以下	4 以下	2 以上 9 以下	4 以下	-	4 以下
黄緑 (YG) ～ 赤紫 (RP)	2 以上 9 以下	2 以下	2 以上 9 以下	2 以下	-	4 以下
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	-	2 以上 9 以下	-	-	-

【屋根の色彩基準】

色 相	自然景観		田園景観		市街地景観	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
赤 (R)	8 以下	6 以下	8 以下	6 以下	-	6 以下
黄赤 (YR)	8 以下	6 以下	8 以下	6 以下	-	6 以下
黄 (Y)	8 以下	6 以下	8 以下	6 以下	-	6 以下
黄緑 (YG) ～ 赤紫 (RP)	8 以下	6 以下	8 以下	6 以下	-	6 以下
無彩色 (N)	8 以下	6 以下	8 以下	6 以下	-	6 以下

※マンセル表色系の表示方法－三属性による表示（マンセル値）による。

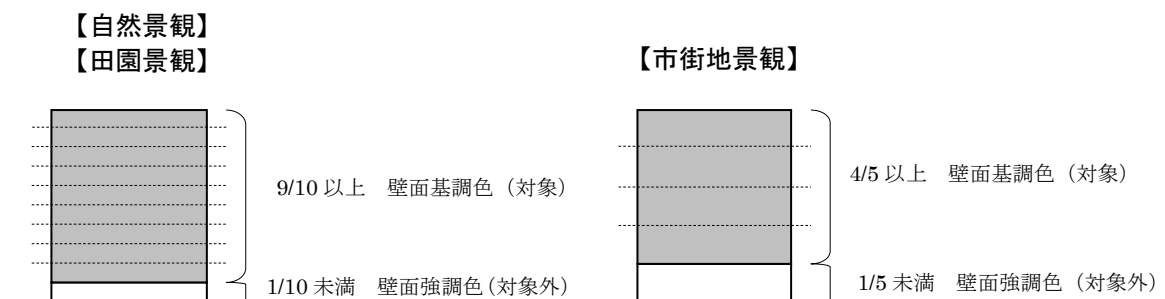
色相は色あいの違いを示す（R：赤, YR：黄赤, Y：黄）。

明度は色の明るさを示す（数値が大きくなるほど明るくなる。）。

彩度は色の鮮やかさを示す（数値が大きくなるほど鮮やかになる。）。

- ・色彩基準は建築物等の外壁及び屋根の見付面積を対象とします。

色彩基準の対象となる見付面積の割合



<基 準>

- 建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図られたものとする。
- 工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。
- 建築設備及び工作物の色彩は、建築物と一体的なものになるよう努めてください。
 - ・建築物本体建設後の後付となるこれらの設備は、建築物本体及び周辺景観と調和が取れていないことが多く、景観を乱したり建築物を汚らしくみせてしまいがちです。このため建築物と一体となり、周辺景観と馴染むような色彩とすることが重要となります。

<基 準>

- 集落地等においては、伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし、原色や高彩度を避け、無彩色若しくは低彩度の色を用いて集落全体としての統一感を維持する。また、しっくいや板張りの壁面など、自然素材のもつ風合いが感じられる材料を積極的に用いる。
- 集落や温泉郷などの美しい景観は、積極的に保全してください。
 - ・山あいや農地に広がる集落とせせらぎ、それらを取り囲む山並みや丘陵地など、自然・田園地域ならではの風景は、地形や自然条件等に根ざして形成されたもので、それらの安らぎのある景観をできる限り、後世に残していくことが大切です。
 - ・けばけばしい色彩とせず、無彩色又は茶色系の低彩度の色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の建築物との色彩の調和を図ってください。
 - ・一つの建築物に数多くの色を用いるのを避け、落ち着いた雰囲気を醸し出すように色調を統一してください。
 - ・周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用してください。
 - ・外観には、木材、土、石材、しっくいなどの自然素材を用いてください。ただし、これにより難しい場合は、これを模した素材を用いるよう努めてください。



原風景の保全を行う

D 敷地の緑化

<基準>

- 良好な沿道環境維持のため、生け垣又は塀やフェンスの前面への植栽は、きれいに整えるように努める。
- 敷地の接道部では、沿道の街並みやみどりの連続性の確保、圧迫感の軽減、歩行空間の魅力向上に配慮して、塀、さく、生け垣及び植栽などを工夫する。

- 敷地の接道部は、周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とするよう努めてください。

- ・ 垣、さくを設ける場合は、無機質な素材及び意匠は周囲に圧迫感を与えやすいので、自然素材を使用したり高さを抑えたフェンスとするなどの配慮をし、周辺の景観との調和や道路からの見え方を工夫してください。



<基準>

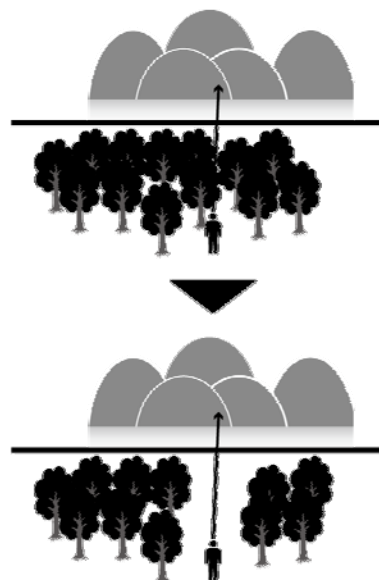
- 自然環境・田園景観・水辺を保全し借景として取り入れる。居久根などの管理に努める。

- 集落や温泉郷などの美しい景観は、積極的に保全してください。

- ・ 集落や温泉郷では、建物と生垣、農地、屋敷林などが一体となった昔ながらの敷地利用を基本とし、それらが連続して美しい景観が醸成されています。敷地の利用方法の維持、生垣や昔ながらの素材や意匠を積極的に用いるなど、受け継がれてきた街並みの作法を継承していくことが大切です。
- ・ 山あいや農地に広がる集落とせせらぎ、それらを取り囲む山並みや丘陵地など、自然・田園地域ならではの風景は、地形や自然条件等に根ざして形成されたもので、それらの安らぎのある景観をできる限り、後世に残していくことが大切です。
- ・ 地域の優れた景観を眺望できる場所を積極的に確保してください。

- 樹林地では、樹木よりも規模が大きい建築物を建設しないようにしてください。

- ・ 周囲の自然景観（森林、緑地、河川など）や田園景観（農地、公園、屋敷林など）を阻害しないよう調和を図るとともに、周囲にあわせた形態や意匠、色彩としてください。
- ・ 樹林地の樹冠は自然景観を感じさせる大切な要素です。樹冠の美しいところでは、建築物の高さを周辺の樹木に対して大きくしないことで、自然景観を保全してください。



視点場の整備を行う



周辺の樹木よりも高い建築物を作らない

<基 準>

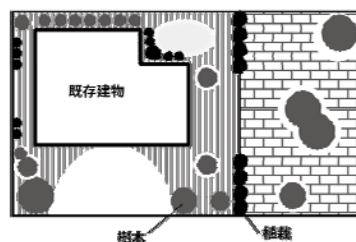
- 道路等の公共空間に面する前面敷地については、建築物等が周囲に与える圧迫感を和らげ、歩行者や空間に潤いをもたらすよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。
- 既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化に努める。

○ 建築物の周辺は緑化するように努めてください。

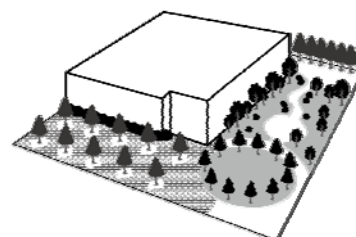
- ・大規模建築物等は、周辺のスケールに対して巨大なものとなりやすく、人工的な印象を強く与えます。行為地内に緑化を行うことで、周辺景観に与える影響をできる限り少なくするとともに、緑と建築物の調和による潤いのある景観の形成に努めてください。
- ・周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定しましょう。

○ 緑化をする際は多様な植物を用いるよう努めてください。

- ・高木、中木、低木、地被植物など、多様な植物の組み合わせは、自然な表情を醸し出すとともに、建築物の形態の強調、補完のためにも利用できます。



行為地は積極的に緑化する



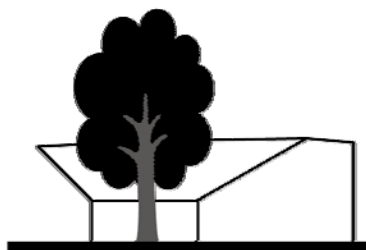
多様な植物を植えることで街の景観を向上させる

<基 準>

○ 樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保全し又は移植によって植栽を行う。

○ 樹形の保存及び移植は計画的に行うよう努めてください。

- ・整った樹形の樹木や古木は、地域にランドマークや、土地の記憶をとどめる要素として、地域の人々に親しまれています。また新たな植樹が既存の樹木と同様に成長するまでは、長い年月が必要です。これらの樹木は大切な景観要素として、計画的な保存又は移植に努めてください。



できる限り樹木を保存する

<基 準>

○ 行為地が工業地の場合は、見せるみどりの修景や隠すみどりの修景を積極的に取り入れ、敷地内緑化で沿道の緑化を補完する。

○ 周囲の見え方や見通しなどに配慮してください。

- ・道路や隣地からゆとりをもって配置するとともに、垣やさく、塀などの高さを低く抑え、道路などの公共空間から敷地内のみどりが眺められるよう、開放的な空間としてください。
- ・周辺の自然景観（河川、斜面林など）や田園景観（農地、公園、屋敷林など）に配慮してください。



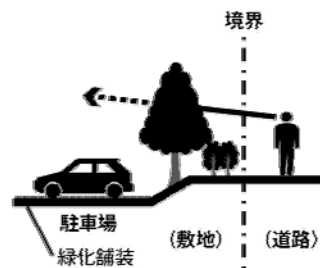
道路からの見え方に配慮する

<基 準>

○ 駐車場や自転車置場、ごみ置場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして周辺の景観と調和させるよう努める。

○ 外部から見えにくい配置や植樹等の修景に努めてください。

- ・平面駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、街並みの連続性を分断しないよう、道路との間に植栽帯やフェンスを設けるなど、道路から直接見えない工夫をしてください。また、駐車スペースの舗装面の緑化に努めてください。



道路からの見え方に配慮する

E その他

<基 準>

○ 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しない。

○ 明るすぎる照明機器を使用しないように努めてください。

- ・安全上、防犯上必要な照明や街並みの演出（ライトアップ、イルミネーション等）を行う場合を除き、点滅する光源や派手な照明は使用しないでください。特に、田園や住宅地等の場所では使用しないでください。
- ・過剰な照明が周囲に散乱しないように、光源の種類、位置、光量、配光に配慮することで、環境問題である「光害」を少なくするとともに、落ち着いた夜間景観をつくることができます。



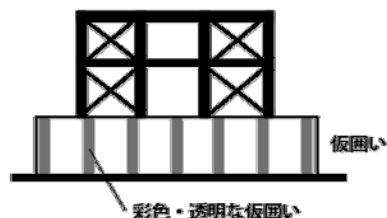
適切な光源を利用する

<基 準>

○ 工事現場の仮囲い等、一時的に設置させるものであっても、周囲からの見え方に配慮した修景を行う。

○ 道路からの見え方に配慮や工夫に努めてください。

- ・工事現場の仮囲いは、透明パネルを用いたり、彩色を施すなど、単調な壁とならないよう修景を図り、道路からの見え方に配慮してください。



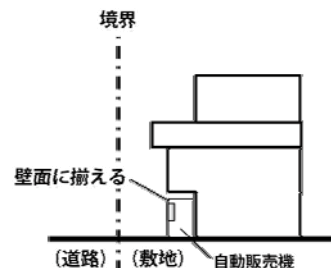
単調にならない工夫を施す

＜基 準＞

○ 自動販売機等は、建築物との一体化などにより、単体として周囲から突出しないよう工夫する。

○ 道路からの見え方に配慮や工夫に努めてください。

- ・自動販売機は、壁面に組み込むなど、建築物と一体となる位置に設けるようにしてください。やむを得ない場合は、通行の支障とならないよう、建築物の壁面に揃えて設置してください。



建築物を一体的に計画する

E 水辺景観

＜基 準＞

○ 自然地形、施設等と一体となった親水性に配慮した形態・意匠・色彩・配置とする。

○ 建物等は、河川の眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。

○ 水辺景観からの見え方に配慮や工夫に努めてください。

- ・街並みを維持していくことが望ましい場合を除き、水辺景観へ与える圧迫感を和らげ、融和を図ることができるよう、建築物の外壁は敷地境界線から後退させ緑化スペースを確保してください。
- ・敷地内に生じた緑化スペースには、生け垣や植栽などにより積極的に修景緑化を行ってください。
- ・建築物の形態は、周辺景観を形成している水辺景観や既存の建築物などの形態・意匠に配慮したものとしてください。
- ・色彩は空や樹木の緑、土や水などの自然の色となじみやすい、暖色系の低彩度の色を基本とします。



水辺景観との調和に配慮する

＜基 準＞

○ 生け垣の設置や既存樹木等の管理に努め、水辺景観との連続性に配慮する。

○ 自然素材や樹木により水辺景観との調和を図ってください。

- ・建築物の外壁や塀などの外構部の素材は、隣接する水辺景観に配慮して選択することが望まれます。
- ・敷地内に既存の樹木がある場合は、その樹木をできるかぎり修景に生かせるよう建築物などの配置を検討ください。樹姿や樹勢が優れた樹木の保存が難しい場合は、できる限り周辺に移植し、樹勢の回復を図ってください。



水辺景観との連続性に配慮した樹木等の配置

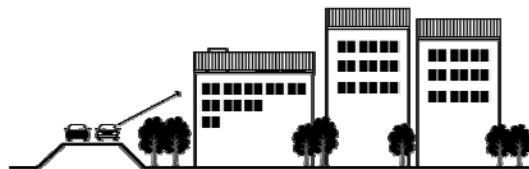
F 沿道景観

<基準>

○ 建物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。

○ 道路・鉄道・公園及びこれらに隣接する建築物は、眺望や緑化に関して以下のことに配慮してください。

- ・交差点に面した建築物等は、角地の見通しに配慮した形態・意匠としてください。
- ・建築物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した配置・形態意匠としてください。
- ・敷地内を積極的に緑化するとともに、既存の樹木がある場合は、できる限り保存し、周辺の緑との連続性の確保に努めてください。



道路や鉄道からの眺めに配慮する

G 歴史景観

<基準>

○ 歴史的建造物と調和した高さとするよう努める。

○ 歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。

○ 行為地が歴史的な街並みに近接する場合は壁面や軒高等を合わせてください。

- ・行為地が歴史的な街並みに近接する場合は、建物・街並み、名所・旧跡の景観を保全するために、壁面線や軒高など共通の規則性を見だし、それらを尊重した配置や形態・色彩とするよう工夫しましょう。



歴史的な街並みを保全する

<基準>

○ 歴史的建造物が多い地域では、外観をできる限り、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠・色彩とする。

○ 建物・街並み、名所・旧跡の景観の保全のために、以下のことに配慮してください。

- ・歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存、若しくは再生することによって歴史的景観の保全に努めてください。
- ・歴史的建造物・街並みの保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した意匠としてください。
- ・行為地が歴史的建造物や歴史的な街並み、名所・旧跡等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和した意匠を使用するよう努めてください。



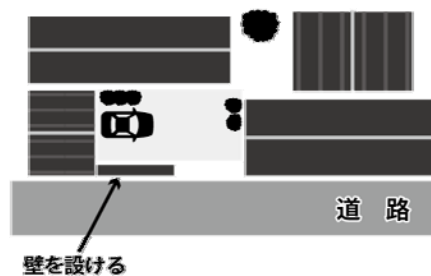
伝統的な素材を使用し周辺との一体感を演出する

＜基準＞

○ 敷地の緑化とともに、周辺の生け垣や板塀などとの連続性を確保するなど、周辺の歴史・文化景観との調和に努める。

○ 通りから壁面を後退させる場合は、堀等を設置して壁面ラインの連続性に配慮してください。

- ・セットバックした建築物の前面に塀などを設置することで、街並みの連続性を確保するよう努めてください。
- ・樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、樹木の特徴を生かし、適切な維持管理を行うことで、街並み景観にうるおいを生み出すよう配慮してください。



伝統的な素材を使用し周辺との一体感を演出する

H 暮らし景観

＜基準＞

○ 周辺の景観や地域の特性に調和した、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。

○ 良好な地域景観の創出・向上に努めてください。

- ・奥羽山脈から湧き出る水や、米づくりと発酵の文化、鳴子こけしを始めとする伝統工芸、地域の暮らし・生業などは、特徴ある文化や伝統として引き継がれ、息づいています。これらは大崎市らしい風景を特徴づける景観資源であるとともに人々の心のよりどころとなります。
- ・世界農業遺産「大崎耕土」の「世界農業遺産保全計画」に則り、これらの景観要素を保全したり、修景に積極的に活用することによって、地域の面影を残したり、良好な景観を創出することに努めてください。

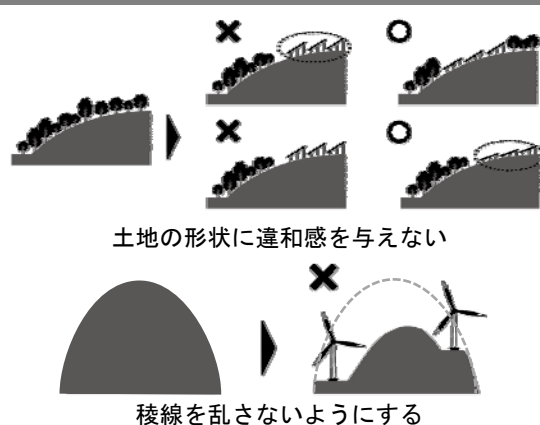
（３）太陽光・風力発電にかかる景観形成基準の解説

<基 準>

- 太陽光パネル等を設置する場合は、道路等の公共空間から見えないよう、山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように配慮する。
- 本市の文化財等の景観に影響を与える位置は避ける。

- 良好な景観を乱さないよう配置や規模等に配慮してください。

- ・ 山頂や尾根線、丘陵地稜線、高台等での設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、いたずらに突出することのないように、周辺景観に配慮した配置にしてください。
- ・ 本市の景観形成重点地区、あるいは文化財近傍では、地上設置型太陽光発電施設、風力発電施設の設置を避けてください。

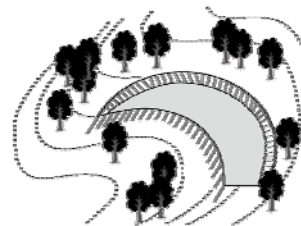


<基 準>

- 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木・緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。敷地内に居久根等の樹木がある場合、これらを活かした配置とする。

- 地形の改変は最小限に抑えるよう努めてください。

- ・ 自然の地形は、その地域の風土・気候と結びつき、その土地の植生や人々の生活の基盤となってきました。そうした地形の改変は、地域景観に大きな影響を与えます。そのため、地形の改変を最小限にとどめるとともに既存の樹木、緑地などの保全に努めてください。



大規模な地形の改変は行わない

<基 準>

- 建物に太陽光パネル等を設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さとし、反射が少なく、低明度・低彩度の目立たないものとするよう努める。

- 太陽光パネルは公共空間から望見しにくい意匠（厚みを抑えたもの、屋根と一体なもの）となるよう努めてください。

- ・ 太陽光発電設備等を屋根材又は外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和に配慮してください。
- ・ 太陽光パネルの色彩は、黒又は濃紺系もしくは低明度・低彩度の目立たない色彩とするとともに、周辺から視認可能な場合は周囲の景観と調和した色彩（建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩）としてください。
- ・ 太陽光パネルは、低反射で文字や絵・図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用してください。



屋根と一体性を持たせたパネルを使用する

＜基 準＞

○ 風力発電施設を設置する場合は、支柱、ブレード、付帯設備等は周辺環境と調和する色彩とすること。また、複数設置する場合は、同色で統一する。

○ 背景となる景観との調和に努めて下さい。

- ・設備（支柱・ブレードなど）の色彩は、周辺環境との調和を図り季節の変化に配慮してください（法令による着色などは除く）。
- ・複数設置する場合は、法則性を持たせ、まとまりのある配置としてください。また、周辺環境との調和を図るよう同色で統一してください。
- ・設置基数と設備高さについて、「大規模少数設置」と「小規模多数設置」を比較検討してください。
- ・保安上のフェンス、関連する付帯施設（キュービクルなど）の色彩も周辺環境と調和した色彩や材料を用いてください。
- ・送電線鉄塔などは、周辺の景観との調和や道路からの見え方を考慮して、位置・配置、規模等を工夫してください。

＜基 準＞

○ 工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。

○ 工作物本体との調和に努めて下さい。

- ・保安上のフェンス、関連する付帯施設（キュービクルなど）の色彩も周辺環境と調和した色彩や材料を用いてください。
- ・送電線鉄塔などは、周辺の景観との調和や道路からの見え方を考慮して、位置・配置、規模等を工夫してください。

＜基 準＞

○ 既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。

○ 樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保全し又は移植によって植栽を行う。

○ 行為地の周辺への樹木の植栽、塀や囲い等によって、周囲の道路や歩行者等からの遮蔽措置を講ずるよう努める。塀や囲い等を設ける場合は、その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の景観と調和させる。

○ 樹形の保存及び移植は計画的に行うよう努めてください。

- ・整った樹形の樹木や古木は、地域にランドマークや、土地の記憶をとどめる要素として、地域の人々に親しまれています。また新たな植樹が既存の樹木と同様に成長するまでは、長い年月が必要です。これらの樹木は大切な景観要素として、計画的な保存又は移植に努めてください。

○ 敷地内の緑化を図り、生活空間への影響が少なくなるよう努めてください。

- ・周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、できる限り後退して配置するなどの工夫により、周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽光の反射の軽減などに配慮するとともに、植栽などの緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにすること。ただし、生活空間への影響が少ない箇所では、芝生や地被類などの開放感のある緑化でも構いません。



生活空間からの見え方に配慮する

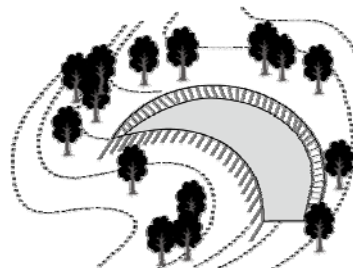
(4) 開発行為に対する景観形成基準の解説

<基準>

○ 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。

○ 地形の改変は最小限に抑えるよう努めてください。

- ・自然の地形は、その地域の風土・気候と結びつき、その土地の植生や人々の生活の基盤となってきました。そうした地形の改変は、地域景観に大きな影響を与えます。そのため、地形の改変を最小限にとどめるとともに既存の樹木、緑地などの保全に努めてください。



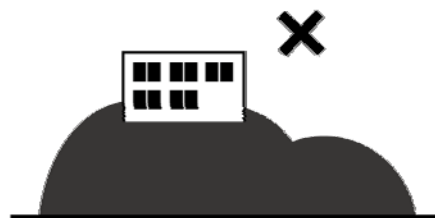
大規模な地形の改変は行わない

<基準>

○ 市街地から眺望できる丘陵や樹林地では、地形の改変が市街地から目立たないように計画する。

○ 建築物は山頂及び丘陵地に建設しないよう努めてください。

- ・山並みや丘陵の印象は、その頂部や稜線が連続する自然な姿であることが大切です。こうした位置を避けて建築物等を配置することで、自然景観を保全しながら新たに山並みや丘陵などと調和する景観に配慮してください。



山並みを隠す位置に建築物を配置しない

○ 長大な法面及び擁壁は、市街地からの眺望を阻害してしまうため、行為を行う位置や作り方に配慮してください。

- ・行為の跡地は、速やかに修景、緑化し、損なわれた景観を回復してください。
- ・長大な法面や擁壁は、単調な景観を生み出すとともに圧迫感を与えます。現況の地形を生かし、できるだけ長大とならないようにするとともに、造成計画や緑化によって圧迫感を軽減することが必要です。切土や盛土による地形の変化を少なくするとともに、眺望景観を損なわないよう行為地の法面の作り方を工夫する必要があります。



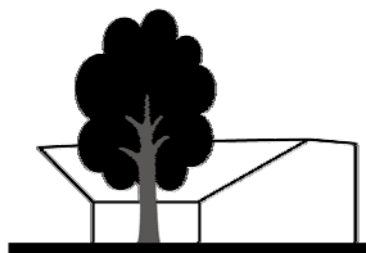
地形の変化を少なくし、植栽などで景観を損なわないようにする

<基準>

○ 樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できるだけ保存し又は移植によって修景に活かすよう努める。

○ 樹形の保存及び移植は計画的に行うよう努めてください。

- ・整った樹形の樹木や古木は、地域にランドマークや、土地の記憶をとどめる要素として、F地域の人々に親しまれています。また新たな植樹が既存の樹木と同様に成長するまでは、長い年月が必要です。これらの樹木は大切な景観要素として、計画的な保存又は移植に努めてください。



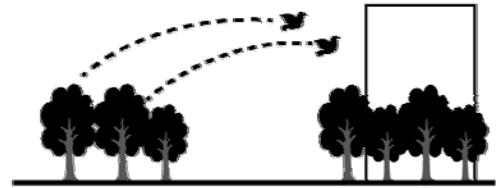
できる限り樹木を保存する

＜基 準＞

○ 周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。

○ 緑化する際は周辺の生息環境に配慮した植栽を行ってください。

- ・地域に数多く生息する樹種を選ぶことで、周辺と調和した景観の形成が可能となります。また、現存する鳥類や昆虫類の生息環境を踏まえ、その生態系にふさわしい、植栽計画を立てることが重要です。



周辺と同様の植物を植樹する

＜基 準＞

○ 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。

○ 樹林、河川等を保全し、修景に積極的に活用してください。

- ・計画地の中に、樹林地や丘陵地の緑、河川等がある場合は、それらの植栽や水辺をできる限り残し、敷地外周の緑化や修景に活かすよう努めてください。



行為地は見えにくくする

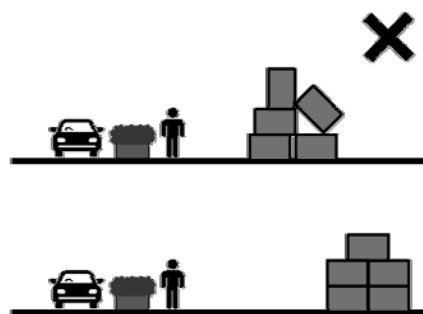
(5) 物件の堆積に対する景観形成基準の解説

<基準>

○ 長期にわたる堆積は極力避けるものとする。

○ 公共空間へ圧迫感を与える長期の堆積は避けてください。

- ・高さのある集積や貯蔵は、周辺景観を阻害するだけでなく、見ている人に不快感や不安感を与えます。公共空間から見渡せる場所における長期の堆積は極力避けてください。
- ・やむを得ない場合は、周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低く抑え、整然と行いましょう。



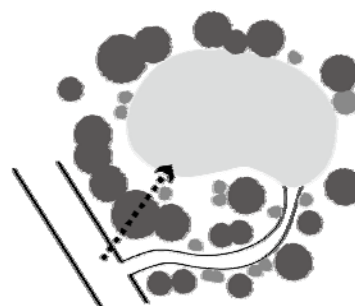
堆積物は公共の場から離し、できる限り高さを抑える

<基準>

○ 堆積する場合は、道路等公共施設から見えにくい配置に配慮するとともに、周辺景観と調和した適切な修景に努める。

○ 行為地は遮蔽を行い、道路から行為地が見えにくくなるようにしてください。

- ・鉱物の掘採や土石類の採取は、道路から行為地が見えにくくなるよう、出入口を最小限とするとともに目立たない位置に配置し、周辺景観に著しい影響を及ぼさないような配慮が必要です。



行為地は見えにくくする

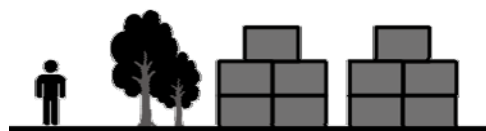
<基準>

○ 行為地の周辺への樹木の植栽、塀や囲い等によって、周囲の道路等からの遮蔽措置を講ずるよう努める。塀や囲い等を設ける場合は、その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の景観と調和させる。

○ 遮蔽に伴う植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。

○ 堆積や貯蔵は遮蔽によって見えにくくなるように努めてください。

- ・道路から堆積や貯蔵が見えにくくなるよう、出入口を最小限とするとともに目立たない位置に配置し、周辺景観に著しい影響を及ぼさないような配慮が必要です。
- ・周辺の地形的な特徴を利用して、できる限り見えにくい位置とすることで、景観に与える影響を軽減することが重要です。
- ・植栽にあたっては、周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定しましょう。



行為地が見えにくくなるように配慮する



地形を利用し堆積物を見えにくくする

(6) 土地の形質の変更に対する景観形成基準の解説

<基 準>

○ 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路からの遮蔽措置を講ずるよう努める。

○ 掘採及び採取を行う場合は、行う場所を工夫し地形の改変をできる限り小さくしてください。

- ・採取又は掘採を行う場所を分割したり、地形の改変をできる限り小さくするなど、行為地内での掘採又は採取の位置を工夫することによって、自然景観を損ねている印象を和らげる必要があります。

○ 行為地は遮蔽を行い、道路から行為地が見えにくくなるようにしてください。

- ・鉱物の掘採や土石類の採取は、道路から行為地が見えにくくなるよう、出入口を最小限とするとともに目立たない位置に配置し、周辺景観に著しい影響を及ぼさないような配慮が必要です。



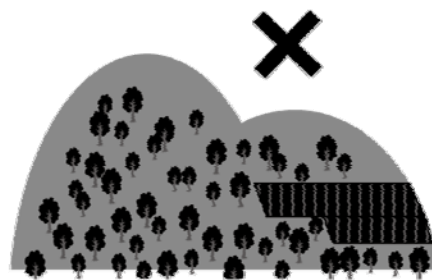
視点場から見えにくい位置で掘採を行う

<基 準>

○ 長大な法面又は擁壁を生じさせないように配慮する。

○ 長大な法面及び擁壁は、市街地からの眺望を阻害してしまうため、行為を行う位置や作り方に配慮してください。（災害による復旧工事を除く。）

- ・行為の跡地は、速やかに修景、緑化し、損なわれた景観を回復してください。
- ・長大な法面や擁壁は、単調な景観を生み出すとともに圧迫感を与えます。現況の地形を生かし、できるだけ長大とならないようにするとともに、造成計画や緑化によって圧迫感を軽減することが必要です。切土や盛土による地形の変化を少なくするとともに、眺望景観を損なわないよう行為地の法面の作り方を工夫する必要があります。



地形の変化を少なくし、植栽などで景観を損なわないようにする

<基 準>

○ 法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。

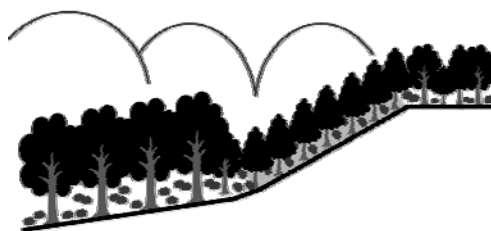
○ 周辺の自然植栽との調和に配慮した法面の緑化を行う。

○ 法面の勾配は緩やかにしてください。

- ・法面を緩やかにすることで空間にゆとりや開放感を与えます。また、法面の境を曲面によってなだらかにすること（ラウンディング）で自然地形と調和した景観が形成されます。

○ 法面は積極的に緑化するよう努めてください。

- ・地域の生態系の中で、植物は昆虫や鳥などの生態系に重要な役割を果たします。積極的に敷地の緑化に際しても、本来の植生分布を基本に地域の生態系を断ち切らないよう配慮してください。



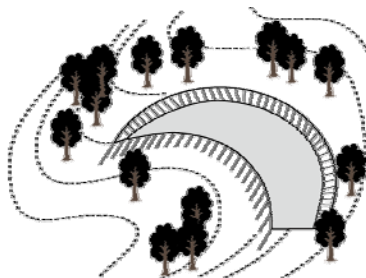
周辺と調和した法面にする

＜基 準＞

○ 行為地内の木竹は、保全するとともに、敷地の周囲は樹木等により、緑化する。

○ 地形の改変は最小限に抑えるよう努めてください。

- ・自然の地形は、その地域の風土・気候と結びつき、その土地の植生や人々の生活の基盤となってきました。そうした地形の改変は、地域景観に大きな影響を与えます。そのため、地形の改変を最小限にとどめるとともに既存の樹木、緑地などの保全に努めます。



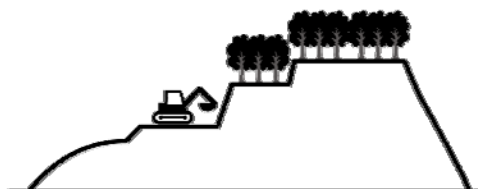
既存の樹木、緑地などの保全に努める

＜基 準＞

○ 行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。

○ 行為後は速やかに緑化してください。

- ・行為の跡地は、速やかに修景、緑化し、損なわれた景観を回復してください。



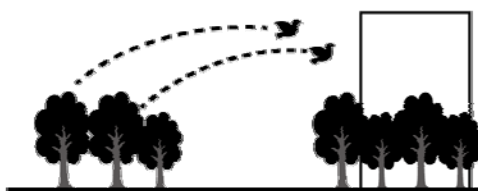
行為後は速やかに植生を回復させる

＜基 準＞

○ 緑化にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。

○ 緑化する際は周辺の生息環境に配慮した植栽を行ってください。

- ・地域に数多く生息する樹種を選ぶことで、周辺と調和した景観の形成が可能となります。また、現存する鳥類や昆虫類の生息環境を踏まえ、その生態系にふさわしい、植栽計画を立てることが重要です。



周辺と同様の植物を植樹する